

会議録・令和元年12月17日第4回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和元年12月5日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月17日 午前9時00分 議長宣告
4. 応招議員 14名
 - 1番 高橋浩司
 - 2番 伊豆千夜子
 - 3番 山内理
 - 5番 阪井勇男
 - 6番 奥山幸洋
 - 7番 田邊ひとみ
 - 8番 松本忍
 - 9番 綿民和子
 - 10番 樋口文隆
 - 11番 下井清史
 - 12番 乾健郎
 - 13番 江京子
 - 14番 中井啓悟
 - 15番 北岡泰
5. 不応招議員
なし
6. 出席議員
14名
7. 欠席議員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田中 一夫
議会書記 肥留間晴美 家城和司 日置加奈子
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲哉 副 町 長 下村 由美子
教 育 長 下村 良次 総 務 課 長 浅尾 恵次
防災企画課長 奥田 昌宏 税 務 課 長 山口 隆弘
人権生活環境課長 松井 友吾 福祉ほけん課長 吉川 伸幸

会計管理者(兼)会計課長	世古口和也	健康あゆみ課	西岡 郁玲
農水商工課長	菅野 亮	まち整備課長	西尾 直伸
上下水道課長	堀 真	斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫
教育総務課長	西尾 仁志	こども課長	西村 正樹
農業委員会事務局長	大西 孝明	監査委員	西口 和之

10. 会議録署名議員

8番 松本 忍

9番 綿民 和子

11. 提出議案

- 議案第74号 明和町ふるさと会館の指定管理者の指定
- 議案第75号 いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの指定管理者の指定
- 議案第76号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定
- 議案第78号 明和町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定
- 議案第79号 明和町森林環境譲与税基金条例の制定
- 議案第80号 明和町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定
- 議案第81号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 議案第82号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第83号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第84号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第85号 令和元年度明和町一般会計補正予算(第4号)
- 議案第86号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第3号)

号)

議案第87号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第89号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第90号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第91号 令和元年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から令和元年第4回明和町議会定例会を開会いたします

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いを申し上げます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名」につきましては、会議規則第119条の規定によりまして、議長から指名をいたします。

8番 松本 忍 議員

9番 綿民 和子 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの4日間としたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月20日までの4日間と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長(北岡 泰) 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出をいただいております、8月、9月、10月の例月出納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しを、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(北岡 泰) 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長(世古口 哲哉) おはようございます。

令和元年第4回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただ今は、本定例会の会期を4日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和元年も残すところあとわずかとなりましたが、今年は、7月から10月にかけて、全国各地で集中豪雨や台風により河川の氾濫、道路や家屋の浸水、土砂崩れ等、甚大な被害に見舞われました。特に9月8日から9日にかけて襲来した台風15号は、関東を直撃し、千葉県において大規模な停電が長期間にわたり発生しました。昨年9月30日の台風24号では、明和町においても広範囲で停電が発生しましたが、改めて電力の大切さを認識いたしました。

また、10月12日には台風19号が伊豆半島に上陸した後、関東から福島県にかけて縦断しました。この台風では大雨による河川の氾濫が各地で発生し床上浸水による被害が相次ぎました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

町長就任から1年が経過いたしました。新しい元号のもと、町民の皆様が希望を持てるまちづくりを目指し、邁進してまいりました。就任2年目にあたり、気持ちを新たに、改めて町政運営に不退転の決意で臨むことを申し上げる次第です。

それでは9月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

9月下旬から10月上旬にかけ、町内の2つの小学校と幼稚園、保育所、こども園で運動会が行われました。楽しく競技に参加する子どもたちや、温かく応援する保護者の皆様のお姿がとても印象に残りました。

9月28日、「第2回鎮守の森プロジェクト」～未来のいのちを守る植樹祭2019in明和町が、大淀湛水防除東側の大淀海岸で開催されました。この事業は、東日本大震災で防災林として役立った鎮守の森を創出するもので、当日は、ミスマガジン2018の岡田佑里乃さんをはじめ、約200人の皆様に参加していただき2,000本の苗木を植栽していただきました。自然環境を守り、自然災害から人命を守る大切な森として育っていくことを願っています。

10月1日から3日にかけて、橿原市で開催された第54回全国史跡整備市

町村協議会総会に、理事という立場で出席しました。総会において、史跡等の歴史的・文化的遺産を現代に活かし、後世に引き継いでいくために必要な、史跡等公有化助成、整備活用事業補助、埋蔵文化財の発掘調査等の充実に係る予算の確保に関する決議を行った後、記念講演、情報交換会、施設見学等を通じて、史跡等の現状と課題について研修を行いました。

10月7日、8日にかけて、三重県町村会の県外行政視察に参加しました。視察先は宮城県庁と南三陸町で、東日本大震災から8年6カ月が経過し、震災からの復興状況や、防災・減災の重要対策、今後の課題等について意見交換を行ってきました。

なお、10月12日、明和町戦没者追悼式と13日の明和スポーツまつりは、台風19号の影響により中止となりました。事前準備等に携わっていただいた関係の皆様には、心から感謝を申し上げる次第です。

10月20日に、敬老福祉大会を総合体育館で開催しました。今年は754人が参加され、高齢者の皆様の長寿を祝うとともに、演芸大会などを通じて参加者の皆様の交流と親睦を深めていただきました。

10月26日、人権センターで第23回交流祭を、また、11月17日には福祉と人権のまちづくり講演会を中央公民館で開催しました。今年も、交流事業や人権に対する啓発事業に多くの皆様に参加いただき、人権を考えるきっかけとしていただけたと思います。

10月27日、斎宮小学校を主会場に、町総合防災訓練を実施しました。地震体験車による地震体験、濃煙体験のほか、消防団による消火訓練等を行いました。また、各自治会においても、津波避難訓練、1次避難訓練、安否確認訓練等に取り組んでいただきました。

11月2日と3日の2日間、総合体育館と中央公民館で、第45回町民文化祭が開催されました。総合体育館では、絵画や書道、写真、美術工芸など計1,424点が展示され、来場者は並べられた多くの力作に見入っておられました。また、中央公民館では、芸能大会やカラオケ大会などが行われ、日頃の

練習の成果を晴れの舞台で披露されていました。

11月3日は、明和町消防団の秋季訓練が明和消防署で行われました。訓練では出初め式に備えた中隊や小隊の編成、観閲を行うための隊列訓練が行われた後、夏季訓練以降各分団で操法訓練を実施してきた操法競技も合わせて行われました。団の結束力の強化と団員としての精神を自覚してもらうための訓練となりました。何時起こるか分からない災害に備え、日頃からの心構えと機械器具の整備点検等を怠らないようにと訓示しました。

11月10日は、空き缶ゼロ運動が町内一斉に行われ、早朝から約3,000人の町民の皆様に参加いただき、道路沿いや水路に捨てられた空き缶やビン・ペットボトルなどを回収していただきました。町は平成11年11月1日に「明和町を美しくする条例」を制定いたしました。これからも「わたしたちの町を、空き缶などのないきれいな町にする」ため、ご協力をよろしくお願いいたします。

新年度の国の予算において、各省庁と財務省との折衝が始まるなか、11月26日と27日に、全国町村長大会に出席しました。大会では、「東日本大震災・熊本地震及び大型台風・豪雨災害等からの復旧・復興の加速化と防災・減災対策の強化」「一億総活躍社会の実現・地方創生の更なる推進」「まち・ひと・しごと創生事業を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額の確保」など12項目の決議をはじめ、農村価値の創生に関する特別決議、これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議、防災・減災対策の更なる強化・推進に関する緊急決議を採択しました。

また、三重県町村会の各町長とともに、三重県選出の国会議員の方々の行財政分野、防災産業経済分野など地域振興に関する重点課題についての意見交換等を行いました。

11月29日は、年末警戒取締り及び年末の交通安全県民運動合同出発式が町内のスーパーマーケットで行われ、約100人の皆様が参加されました。出発式では、めい姫が交通安全大使に任命され、高齢者と子どもの交通事故防

止、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、横断歩道における歩行者優先の徹底、飲酒運転の根絶を重点とし、修正小学校の児童が安全宣言を行いました。悲惨な交通事故が起こらないよう心から願っています。

次に、本定例会の上程議案につきましては、指定管理者の指定が2件、条例の一部改正が5件、条例制定が4件、令和元年度一般会計補正予算ほか5つの特別会計補正予算と水道事業会計補正予算をお願いすることとしています。

今後とも、町民の皆さんが安全・安心で、日々充実した暮らしができるまちづくりの実現のため、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、誠心誠意努力をしてまいりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、5名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「町の行政運営について」「キャッシュレス決済について」の2点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

1番 高橋 浩司 議員

○1番（高橋 浩司） 皆さまおはようございます。

議長より、登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、平成から令和に元号が変わり、新しく時代の幕開けとなった1年も残りわずかとなりました。振り返りますと、先ほど世古口町長からもありましたが、8月から10月にかけての大雨や台風は、日本各地に甚大な被害をもたらしました。

その一方で天皇陛下の即位や日本でのラグビーワールドカップ開催で、初のベスト入りをするなど、明るい話題も続いた年でもありました。明和町においては、世古口町政がスタートして1年が経ち、この28日には明和中学校の竣工式が開催されることは、大変喜ばしいことと感じております。

とはいえ厳しい財政状況の中、小学校区の再編など多くの課題があります。世古口町長、明和町の舵取役として、充実した1年であったでしょうか。この1年を振り返りつつ、今回、私からは町の行政運営、そしてキャッシュレス決済の2点について、ご質問をさせていただきたいと思っております。

では、昨年12月での一般質問で機構改革について、町長からは町民ニーズが多様化する中で、効率的な行政運営の整備のため、部長制導入も含め、機構改革を検討したいとの答弁をいただきました。

この件について、11月に開催された2回の全員協議会では、執行部からの提案と説明があり、議会側からは質問2件、要望などが出され、これを受け先週の全員協議会で、部長制導入が継続審議となったところです。

これを踏まえ町民の皆さまは、知る機会が少ないため、こういった場を通じ、こういった議論をしているのか。少しでも知ってもらえるよう、改めてご質問したいと思います。

行政の組織体制はさまざまな課題に的確に対応し、事務事業の推進に適した効率的な体制、町民目線でわかりやすいこと、多様化する住民ニーズに応え、サービスの向上が図られることが重要だと考えます。そこで、いくつかまとめて町のお考えをお伺いいたします。

まず1つ目は、部長制導入なども含む機構改革の趣旨と目的は、そして副町長、部長、課長、係長の役割や責任などは、今の体制から何がどう変わって、何がどう良くなるのか。

2つ目、部長制の導入により指示・命令、また意見の集約などスムーズにできると言われますが、情報の伝達がポストが増えることによって、スピードや精度が落ちることはないのか。悪くすれば指示、命令、情報そのものが伝わらなかったり、意味が変わったりすることが心配されますが、それについてはどうお考えでしょうか。

3つ目、現在の役場本庁の正職員の人数と課長、係長の数、また部長制を含めた機構改革での、それぞれの人数は。そして、町長はピラミッド型と言われますが、今後、短期、中長期も含め、職員のポストの数は変えていくのかどうか。

4つ目、財政が厳しい中で、部長制の導入は人件費の増加につながりますが、それを超える効果、そして町民のメリットは何があるのでしょうか。

5つ目、現在三重県内の15の町では、部長制はなく、また東員町は昨年度より部長制を廃止しましたが、それをどう評価しているのでしょうか。それを踏まえ明和町として、今後の部長制導入はどう考えられているのでしょうか。

以上、5つの点について、お尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋浩司議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 高橋議員から機構改革について、5点にわたってご質問いただきました。まず1点目ですけれども、部長制導入など今回の機構改革の趣旨と目的ということでありまして、趣旨と目的につきましては、より機能的に行政運営を行っていくためということでありまして、これまで以上の指示、命令、連絡体制の強化と円滑化を図るため、そして、これからで

すね、やはり交付税等ですね、なかなか普通にやっておればですね、増えていかない中で、そういった頑張っている自治体にはですね、国は交付税措置とかをすることによっておられますので、やはりそうした形で攻めていく行政をしていくためにはですね、そういった姿勢をとっていくための機構改革を行いたいというふうに考えておるところです。

また適正な人事評価、それから人事管理による人材育成を行うため、そして限られた人員でますます複雑高度化する業務に的確に対応して、課を超えた連携など効率・効果的な行財政運営を行うため、部長制は必要であるというふうに考えていたところでした。

それから、役割、責任につきましてですけれども、部長制をひいた場合ですけれども、副町長の決裁が部長に、それから課長のマネジメントが部長にそれぞれ位置づけられることになることから、指示、命令系統の強化、それから職員の意見集約、それから効率化につながるというふうに思っておるところです。

課長による職員に対する指導、助言の充実、それから強化も図られるというふうに考えているところでした。それから指示、命令、意思集約などの伝達の精度、スピードが落ちるのではということでもありますけれども、副町長に今現在は大量の決裁が、15課から回ってきます。不在時に決裁が止まってしまうことも多い状況にあります。

それをですね、部長制にすることによって、現在の副町長決裁をですね、部長決裁に移行することにより、決裁が迅速化されてスピード感が増すことになるとともに、迅速な行政判断も可能となり、住民サービスの向上につながるというふうに考えています。

現在の職員数、課長・係長のポスト数、部長制導入後、それから今後の体制ということですが、施設職員を除く現在の職員数は、課長15人、係長40人、係員、課員ですかね、あとの職員ですが、78人となっております。部長制を導入した場合の予定職員数は、部長3人、課長14人、係長41人、

係員76人程度で想定していました。

今後のポスト数や職員数については、業務量及び財政状況等を勘案するとともに、会計年度任用職員制度も活用する中で、検討していきたいと考えております。

人件費増となるが機構改革の効果はということと、町民のメリットはということなんでけども、人件費につきましては、部長3人、課長は現在の15人から1人減の14人として、年間およそ249万円の人件費の増となる一方で、時間外手当の抑制も見込まれるところです。また、課の連携による無駄の削減にもつながると考えておりますし、行政判断のスピード感も増し、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応し、効率・効果的な行政運営が可能となると考えています。

それから、県内15町で部長制はなく、東員町も廃止したことについて、どう考えるかということと、明和町でどう考えていくかということなんですけども、東員町は実務にあたる職員数を増加し、簡素で機能的な組織を構築するため廃止したというふうに伺っております。

当町としましては、部長制を導入することにより、行政判断のスピード化や横断的な事業の展開、それから効率化を図ることができ、また課長・係長も機能的に実務に対応することが可能となるほか、今後さらに複雑化する国の情報や多様化する住民ニーズへの的確な対応もしやすくなり、町政の更なる推進を図ることができるというふうに考えておるところです。

しかしながらですね、部長制度につきましては、4月以降、課長会等において議論を重ね熟慮してまいりましたが、先月の高橋議員からもありましたけども、全員協議会の結果も踏まえた上で、引き続きですね、メリット、デメリット等を再考するなど、更なる検討を行うこととしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員、再質問はございますか。

高橋浩司議員。

○1番（高橋 浩司） 質問に対しての町長のお考え、思いは聞かせていただきました。今後もより良い行政組織の体制整備に向け、部長制導入についても、しっかり論点を整理しながら議論を深めていきたいと考えます。

続いて、従来のように課長の役割が、その課の総括や対外的な対応にウェイトを置くだけでなく、行政サービスの向上と業務をスムーズに進めるため、実務者であるという意識改革も欠かせないと考えます。

それと同時に、課長にとどまらず係長、係員でもいえることですが、やる気とスキルのある職員が複雑で難しい課題がある、ハードな課や係に配属され、さらに仕事が集中してしまう傾向があると感じますが、それはそれでいかなものかと考えます。この点について、町はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 議員がおっしゃいますように、課長職に限らずです、やる気、スキル、能力のある職員が多忙、複雑ハードな部署に配置されることもあります。そのようなことがないよう、可能な限りさまざまなことを考慮した上で、人事を行うようにしていきたいと考えております。

また、限られた職員で行政運営を行うには、課や係の業務量を平準化することや、適材適所の職員配置を行うことが重要であると考えておりますが、どうしてもそのようなことが起こってしまうこともありますことをご理解をいただければというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） どうしても起こってしまうという、そこを何とか変えてほしいんですけども、いろいろ難しい点もあるかと思えます。ただ、役場の組織と職員全体をしっかりと俯瞰してもらって、一部の職員に過度な負

担がかからないように、適正な人事配置をよろしくお願いいたします。

次に、職員のマネジメントについてですが、ワークライフバランスや働き方改革が全国的に進められる中、町においても今年度から残業の抑制や、三連休以上の日曜開庁の見直し、また振替休日の取得推進にも取り組んでいるとのことですが、その一方で業務量が増え、残業なしではこなしきれない、振り替えの休みもとれない職員が苦勞しているとも聞いております。

先ほどの話にも通じることなのですが、ここ数年20代、30代、そして40代、50代前半の職員の退職が続いており、これから町を牽引していくはずの職員が去っていくというのは、非常に残念であり、町としても大きな損失で、今後の行政運営がきちんと回っていくのか、そういった不安も感じております。

企業はひとりと言いますが、同じように行政も職員あってこそだと考えます。そこで、定年者を除く昨年度の退職者と今年度の退職予定者の数、その年齢とその理由、答えられる範囲で結構なので、教えていただきたいと思います。

そして、このような状況の背景に、何があると捉えているのか。それもお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） ただいまのご質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

定年退職者以外の退職につきましては、一定の年齢及び勤務年数以上の職員を対象に募集する早期退職制度というのがございます。45歳以上の職員を対象としております。また、自己都合退職と2つの退職がございます。

平成30年度の定年退職以外の退職についてでございますけれども、早期退職が1名、年齢は50代の職員でございます。自己都合退職が5名、年齢は20代が1名、30代が1名、50代が3名でございます。

令和元年度、本年度の定年退職以外の退職予定者でございますが、早期

退職が4名でございます。これは年齢につきましては、40代が2名、50代が2名となっております。自己都合退職は5名、年齢は20代が2名で、30代が2名、50代が1名となっております。あくまでもまだ予定の部分ではございます。

退職の原因とか内容についてでございますけれども、さまざまございます。早期ともどもあくまで自己都合でございます。結婚とか転職をはじめ、中には明和町職員として勤務することへの魅力がなくなったという理由により退職した職員や、あと体調不良に伴って退職した職員もございました。

このような状況の背景でございますけれども、職場環境につきましても、1つの要因があるのではないかなと考えております。また、終身雇用に対する考え方もちょっと現代では変わってきておるのかなということも考えております。さまざまな要因があるとは思いますが。

いずれにいたしましても、多種多様化、複雑・高度化する住民ニーズに対応するため、また、効率・効果的な行政運営を行うために、課内の連携を図って職員の負担を均等に保つことが大切だというふうに考えます。先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、そういったことが非常に大切なのかなというふうには考えております。

そして、職員が良い仕事をするためにも、心身の健康もまた大切ではございますので、それには職員の労働意欲や職の満足度が高まり、生き生きと働くことができる職場環境づくりが、重要であるというふうに考えております。

メンタル不調の職員というのは、近年出てきておりますけれども、そういうメンタル不調をなくして、元気に働いてもらえるように、働き方改革の取り組みや、議員もおっしゃられましたけれども、ワークライフバランスの推進に積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司）　そうですね、ご結婚とか、そういった良いことで辞めていかれる方も、中にはあるかと思うんですけども、課長からの話の中で、魅力がなくなったとか、体調を崩してというのは、やっぱりちょっと辛いと思います。世古口町長が機構改革、全員協議会のやりとりの中で、人材育成ということを掲げております。育成した職員が辞めていってしまうというのは、非常に辛いことと思います。町の職員、組織を先ほど言いましたラクビー日本代表ではないんですが、強く結束したワンチームにしていくよう、今後の対応を強く求めたいと思います。

では、違う角度からお尋ねしますが、先日、国が発表した今年の出生数は87万人で、70年前の団塊の世代の270万人から、なんと32%、3分の1以下まで落ち込んでいることとなります。

三重県の生産年齢人口15歳から65歳は、2000年から2040年までに、36%も減少する見通しで、今後さらに深刻化する人手不足は、行政組織においても例外ではないと言われております。

先月、毎日新聞での百五銀行総合研究所の所見によると、お役所仕事、お気楽な仕事と揶揄された時代はとうに終わり、今後行政の職員一人あたりの業務負担がさらに増えていくだろう、それが行政サービスの低下につながるといった悪循環が懸念され、行政の働き方改革は待ったなしである。

その対策には先端技術を活用したスマート自治体により、業務を効率化に処理できるよう早期に取り組まなければならないとの記事がありました。

これまで人手や時間を費やしてきた事務を効率化し、本来の企画立案や住民サービスの充実を図る必要があると考えます。

そこでお尋ねいたします。明和町におけるスマート自治体の取り組みの現状と今後の考え方はどうなっているのでしょうか。

○議長（北岡 泰）　高橋議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏）　失礼いたします。

ただいま先端技術による自治体の取り組みについてのご質問をいただきました。最先端技術の導入につきましては、これまでからは考えられないほどの進化の速度が早くなってきているというふうに考えております。

明和町におきましては、行政事務は増加傾向にあり、また、内容も複雑化しております。限られた職員で効率的な行政運営を行うには、こういった最先端技術の導入が欠かせないものというふうに考えております。

全国の自治体では、保育所の入所判定事務や農地情報の管理、ふるさと納税などさまざまな業務で、事務作業の効率化のためのRPA導入を既に実施しているといった事例も多くみられることから、明和町の規模でどの事業で効果があるのか。また費用対効果も含め、今後検討していきたいというふうに考えております。

機構改革でまちづくり戦略課を設置し、その中で先端技術についても、担当するということになっておりますので、積極的に検討していくということとしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） そうですね、他の事例がたくさん出てきております。初期投資に非常にお金がかかる、経費がかかるということなんですが、広域でとか県下全体で足並みを揃えてとか、そういった取り組みも県外ではやられておるということで、そうするとかかる費用がすごく低減されるというか、抑制されるということも聞いたことがあります。

財政が厳しいおりのので、そういった費用と効果をしっかり見極めながらも、常に先端技術の導入に向けた検討を重ねていくよう要望いたします。

次に週休2日制もそうであったように、国が進める働き方改革は、行政が率先して取り組み、地域社会に浸透させていく役割を担っていると言われております。

小泉環境大臣の育児休暇発言が議論を呼びましたが、国は女性の社会的活躍と男女共同参画のため、男性の育児休暇を推進しており、平成29年度の男性の取得率は、民間企業が6.2%、地方公務員で4.4%となっています。

その中で三重県職員は22.9%と非常に高く、因みに三重県のイクメン度ざっくり言いますと、育児への意識と行動の度合いは、全国で3位となっております。先週には三重県建設業業界や県庁で鈴木知事立ち会いのもと、仕事と家庭の両立を後押しすることを目的に、育ボス宣言をされました。明和町でも女性の活躍は重要であり、男性が育児を経験することにより、これまで女性の役割とされていた、おむつ交換やミルク、離乳食あげ、お風呂に入れること、さらに兄弟がいればその育児、送り迎えなど、お世話も重なり、育児の大変さを実感し、理解が深まるとされています。

実際に育児休暇を取得した男性の方々は口をそろえ、仕事よりも育児のほうが大変であると実感し、その貴重な経験により、育児への理解や子どもへの愛情が深まり、と同時にその経験は仕事にも活かされていると言われております。

ところで明和町役場における男性職員の育児休暇の取得状況と、今後の取り組みについてお伺いたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 役場の男性職員の育児休暇の取得状況でございますけれども、残念ながらこれまで役場における男性職員の休暇取得という実績はございません。

男性の国家公務員の育児休暇の取得についてでございますけれども、政府が原則として1カ月以上の育児休業取得を促すための対策をとりまとめ、令和2年度から実施を目指すとされました。

これは公務員が率先して取り組むことで、男性全体の育児休業の取得率を向上させることが目的でございます。この背景には、核家族の比率の高まりで両親の支援が得られない子育て世帯が増える一方で、子育てが夫婦の共

同責任であるという意識も高まっていることがあるからであると考えております。

しかし、長期の育児休暇につきましても、ハードルが高いという現状は、ハードルが高いというふうに考えております。これは同僚に迷惑をかけることは、育休の取得を妨げる大きな要因であるということが考えられます。

これを踏まえて町においても可能な限り、育児休暇を取得できる環境を整える必要があると考えております。例えば育休のとり方につきましても、男女に関わらず、例え限られた育休期間でも、完全に仕事から切り離されることで、自分でしか対応できない案件が生じた場合に、職場の同僚に大きな迷惑をかけるという危惧が、育休の長期化を妨げる要因となっておると思います。

これも防ぐためには、育児休暇期間中に一定の範囲内で、短時間の勤務をしても、育休取得者に不利にならないような仕組みといたしましては、例えば部分休業のような選択肢を設ける必要もあるのではないかと、さまざまなことを検討していくような必要があるというふうには考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） よくわかります。私も実は職員時代、一度そういうことを考え、上司に相談したこともあるんですけど、「権利やでな、ええんやけど」という、モヤッとした感じがあって、なかなか踏み込めなかったと。やっぱりそういった世間の目、公務員はええのうとか、役場の連中はというふうに言われたりもしますし、職場、同僚に上司に迷惑をかけるなど、意識的なハードルは非常に高いと思います。しかしながら、少しでも取得しやすい環境を整えていくように期待します。

次にいきます。

町長は職員が実務の意識を持ってやってくれなければ、行政は回ってい

かない。職員があつてこそその発言をよくされています。今回の機構改革の目的のひとつも職員のマネジメントとモチベーションの向上があると言われておりますが、それは職員それぞれの働きに応じた、適正で正当な評価と処遇、インセンティブがあつてこそ、モチベーションがあがるのではないかと考えます。

明和町では3年ほど前から、人事評価制度を導入し、職員の一人ひとりのやる気や仕事の実績、働きに応じて評価がされています。そこで、この運用にかかる現状と課題、そして今後どのように、昇給昇格や勤勉手当に反映させていくのかお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 人事評価制度についてでございますけども、当町では平成28年度に制度を施行しました。29年4月から本格導入という流れの中で、当町でも平成28年度から正規職員に対して、評価を行っておるところでございます。

平成27年度より人事評価制度に関する研修も行っていますので、職員も人事評価制度の内容や評価されることについては、ほぼ浸透してきているのではないかなというふうには感じておるところでございます。

しかし、どこの自治体でもそうなんですけども、課題となっていることは、評価者によって評価の甘辛があるとか、バラツキがあるとか、公平性の確保が困難であるというような理由から、評価結果を手当や昇給、昇格等に反映することが、ちょっと難しいというような状況になっております。

議員がご指摘をいただきましたとおり、職員のモチベーションの向上、職場全体の士気高揚、仕事の効率アップのためには、個々の職員の能力、実績を正しく公平に評価し、人事や給与に反映していくことが重要であるというふうには考えております。

今後でございますけども、システムの活用というのも視野に入れながら、評価内容なども含めて、現行の人事評価制度の問題点を洗い直して、それと

同時に評価者のスキルアップのための研修も積極的に行ってまいりたいと思っております。

そして、近い将来でございますけれども、まず勤勉手当から評価結果を反映させていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） わかりました。これについても、非常に難しい点もあるかと思うんですけれども、勤勉手当からということをご答弁いただきましたので、人事や給料に反映させなければ、評価に要する時間、労力、結構な時間、労力がかかると思います。それが無駄になりかねないため、早期に反映させるよう求めたいと思います。

世古口町長がおっしゃるように行政の組織と運営には見直すべき点は多いかと思えます。限られた予算と人員の中で、行政がすべての要望をこなしていくということとはできないと、多くの町民の皆さまも理解されていることと思えます。その中でどのようにして予算を配分するのか、明確にするとともに、丁寧な説明も必要であると思えますので、町民ファーストの行政運営を今後も担ってまいりますよう要望いたします。

続きまして、キャッシュレス決済の普及推進と、行政の役割について、お尋ねいたします。

現在国が実施しているポイント還元制度や、来年の9月実施予定のマイナンバーカードによるマナポイントなどの消費活性化策が進められる中で、明和町としてもキャッシュレス決済の推進と、積極的な活用によるまちづくりを進める良い機会だと考え、今回質問させていただきます。

まずキャッシュレス決済とは、現金を使わず支払いをする決済のことで、クレジットやICカード、QRやバーコード決済などがあり、消費者はカー

ドやスマホだけで支払いができるため、ATMに行く手間がなくなり、レジもスムーズになる、家計の管理が楽になるといったメリットがあり、各種ポイントによる値引などもあります。

また、事業者にとっては、地方で顕著となっている人口の流出や少子高齢化による人手不足の中、レジの効率化による人件費の抑制、小銭の用意や両替が減り、現金を取り扱う手間や負担の軽減、また集客力のアップやキャンペーンに参加できるなどのメリットがあります。

そして、現在国は中小事業所に対して、決済端末の導入費や手数料を補助するなどの支援を行っています。この明和町でもイオンモール明和やイオン系のスーパー、コンビニで電子マネーの「WAON」カードを使っている方も多くみられ、キャッシュレス決済が普及してきていると感じております。

また、町の公共料金でも住民税などクレジットカード納付、そして水道料金、下水道使用料がこの9月30日から、スマホ決済、ペイペイなどの納付も可能となりました。消費者、事業者に双方にさまざまなメリットがあり、今後急速に増えていくと言われており、町内での導入促進は、将来を見越す中で大切な取り組みと考えます。

そこで、明和町での現状と課題、そして今後の方針はどうか、お尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、副町長。

○副町長（下村 由美子） 明和町のキャッシュレス決済の現状と課題について、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

明和町でのキャッシュレス化の現状ですが、町の公共料金等につきまして、議員がおっしゃられたように、各種町税のクレジットカードによる納付、また水道料金、それから下水道使用料のペイペイでの納付が可能となっております。

今後は他の公共料金も含めて、対応できる範囲を増やせるよう取り組んでいきたいと考えております。特にペイペイなどスマホを活用したキャッシ

キャッシュレス決済サービスは、納付書のバーコードなどをスマホで読み取り、場所や時間にとらわれず納付できるため、利便性も高く、上下水道料金以外にも導入を進めていく必要があるとは考えております。

ただ、スマホなどのモバイルやクレジットカードなどのカードを利用する場合においても、キャッシュレス決済をするためのシステム導入、またシステムを運用するための業務委託や取扱手数料なども必要となってきます。

公共料金等のキャッシュレス推進にあたっては、これらの導入経費や運営経費などのコストも考慮いたしまして、導入検討を進めてまいりたいと考えております。

また、町内の業者のキャッシュレス化の現状と課題につきましては、担当課長のほうより答弁させていただきます。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 失礼します。町内事業者の現状と課題でございますが、現在国が消費税率引き上げに対する経済対策の1つとして、キャッシュレスポイント還元事業を実施している中で、町内の事業者においてもキャッシュレス決済を導入することによって、利用客の幅が増え収益の増加等も期待できるのではないかと考えられます。

明和町商工会の調べでは、11月末の町内事業所のキャッシュレス決済の導入件数は約70件という状況でございます。事業所の客層やまた事業者の年齢層によって関心度も違うようですが、各事業所に理解を深めていただき、キャッシュレス決済導入について、積極的に検討されるよう商工会や関係者と連携して、啓発、推進していきたいと考えます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 副町長がお答えいただいた中で、システムの導入とか、運用のための業務委託に経費がかかるということなんですけども、おそ

らくそれはバーコードやQRコードを読み取る、その機械端末の委託ということかと思うんですけども、私の知り合いの飲食店いくつかペイペイを導入しているんですけど、いくらかかったと聞くと、お金なんかかかってないよということで、ちょっとこのワンステップちょっと手間は要るんですけども、そのお店のQRコード、レジの横にQRコードが置いてありまして、それをスマホで読み取って、料金を打ち込んで支払いするという、ひと手間いるわけなんですけども、それであるとバーコードを読み取る、QRコード読み取りの端末もいらない。それで、いわゆるペイペイであったら、ペイペイの会社側がその店のQRコードを置いて、そこへお客さんに読み取ってもらって、金額を入れるみたいな感じの、そういうやり方であれば、公共がそれができるかどうか分からないんですけども、一度そういういきなりシステムを入れるとかいうことではなくて、そういうやり方もできるんじゃないかなというふうに思われますので、ちょっと一度検討していただければありがたいなと思います。

それで、課長もおっしゃったのは、いろいろ国の支援とかも、時間が限られていることもありますんで、そういった点も含めて、情報発信と啓発に努めていただきたいと思います。

さて、一般的な支払い手段として、徐々に定着しつつあるといわれるキャッシュレス決済ですが、一方で高齢者を中心に煩わしい、信用ができない、使い方がわからないといったこと、また事業者からは導入にコストや手間がかかる、メリットがわからないなどの声があります。

このネックに対して、行政は社会的インフラの1つになりつつあることを認識し、便利で安全であるという社会的な重要性を高めるため、積極的な取り組みが必要と言われていきます。

スウェーデンや韓国での普及率は90%以上で、他の先進国でも40から60%に達しています。しかしながら、日本は約20%に過ぎません。これを受け政府は令和9年までに、普及率40%を目指すとし、そして三重県は利用額

比率で全国6位で、この10月の三重県議会において、現在の20%の決済比率を6年後に50%にすると決めました。

全国の中で中長期計画を策定するのは、三重県が初めてで、来年度の自動車税や県立博物館でのキャッシュレス化も進め、今後さまざまな施策が推進されるとのことです。全国で行政が旗振り役となり、推進に取り組んでいる事例は多数あります。これらのことを踏まえて、明和町での推進、業者へのサポート、そして町民へのメリットとリスクについて、わかりやすく正しい活用方法を伝えるなどの役割を期待しますが、その取り組みについてお伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の再質問に対する答弁、副町長。

○副町長（下村 由美子） 公共料金のキャッシュレス決済の推進につきましては、先ほども申しましたが、納付者の利便性はもとより納付環境の多様化による収納率のアップ、また現金を持ち歩かなくてもよいことによる安全性の向上など、多くのメリットがあるというふうに思っております。

今後ともそういう点からもすすめていく必要があるかと思っております。また、先ほども高橋議員からも導入経費のことについては、いろいろ検討するようにということです。今後それは検討しながら、また運営経費のこともありますので、その点も確認をしながら、可能なものから取り組んでいければと考えております。

また事業所へのサポート、また消費者への啓発等については、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 町内事業者へのサポート施策でございますが、明和町商工会の取り組みの中で、町内事業者への啓発、説明会の実施、相談窓口の開設や指導等の人的支援を行っております。また、議員が言われましたように、現在キャッシュレスポイント還元事業と合わせて、経産省が決済端末機導入補助、決済手数料補助を行っておりますので、この機会を活かし

て、町も商工会と連携して、周知啓発を進めていきたいと考えます。

それから消費者への啓発等についてですが、ご指摘のようにキャッシュレス利用のメリットと合わせて、課題や問題点、その防止策や改善策についても、周知していく必要があると考えます。

キャッシュレス決済の課題としては、高齢者を中心とした利用に際しての煩わしさやとっつきにくさがあると思います。使い始めるまでの初期設定や使い方を調べるのが面倒だと。また慣れてしまったら便利なのはわかるんですが、なかなか実行に移せない。そういった方がたくさんみえるんじゃないかと思います。

また、キャッシュレス利用の中で最も心配されるのが、詐欺や他人による不正利用などの悪用です。便利で機能性も高いことから、急速に広がっておりますスマホ決済ですが、盗難また紛失した場合に、悪用されるおそれも少なくなく、画面ロックなどの徹底が必要です。

キャッシュレスの簡単な利用方法、適正な活用方法とあわせて、使用に対する危険性や防止対策など、広報やインターネット、ケーブルテレビ等により周知をしていくとともにですね、消費者相談窓口でも啓発をしていきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） わかりました。実は私もポイント還元をきっかけに、キャッシュレスアプリを60歳代のおじさんに入れてもらって、ものの2分ぐらいで、アプリを入れて、一緒に食事をしていたんですけども、何しとるんやということでペペっとやって、これだけやと言ってその場で使ったら、こんだけのことかということで、いろんな使い方によって利便性は非常に高く、メリットのあるものだと思います。

いわゆるセキュリティーの部分、画面のロックであるとか、不正利用と

か、そういったことに対する非常にリスクヘッジというか、そういう不安を取り除くテクニカル部分も含めて、啓発促進に努めていただきたいと思います。

今後も国の施策や民間企業からのサービスが、次々と出てくると言われており、明和町もさまざまな知恵を出してもらい、先んじた施策により町民の皆さんが、また事業所が十分にメリットを受けられる取り組みを要望いたします。

次にキャッシュレス決済によるまちづくりについてお伺いたします。キャッシュレス決済は世の中の仕組みも変えていくと言われており、全国各地域の特色を生かした観光客の誘致ツールとして、キャッシュレスをうまく活用した活性化やまちづくりが行われております。

宮城県の塩釜市の「竈コイン」という電子地域通貨は、インバウンドなどの観光客を増やす起爆剤となり、地産地消といった観点からも、新たな付加価値として注目をされております。また、観光客誘致と住民サービスの向上を両立した地域 I C カードの 1 つに、広島県東城町の「ほ・ろ・か」があります。これは東城町商工会で運営され、町民の約 8 割という高い普及率から、何度かテレビで紹介され、全国的に注目もされています。

運営は地元商工会が担い、町にお金が残る経済の循環が図られるシステムとなっています。町民の 8 割という高い普及率の要因として、国のポイント還元と、通常のポイントと合わせて 6.5% が町民に還元される仕組みがあるとされています。

三重県内では津市の I C T カード、「シルバーエミカ」があります。これは 65 歳以上を対象としたバスの無料乗車などのサービスで、国の地域活性化戦略として、官民一体となった全国初のモデルケースとして注目され、地元商店街と連携し、市の発行するポイントを活用した取り組みを進めています。

そして、お隣の伊勢市小俣町商工会では、青年部が中心となり、勉強会

の開催など幅広い普及に向け活動をしています。ここの青年部長によると、消費者のニーズに応えるため、地方は現金しか使えないという世間の意識を変え、町の活性化には地方だからこそ、キャッシュレスが必要である、そうやって今後は地域通貨の発行も視野に入れて、取り組んでいくとのことでした。

明和町でも住民サービスの向上と斎宮跡を中心とした観光振興、そして町内、町外にお金が流出しない施策や、国の支援を最大限活用したまちづくりを進めていく必要があると思います。そこでキャッシュレス決済を活かしたまちづくりについて、町の現状と今後のお考えをお伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 失礼いたします。

キャッシュレス決済によるまちづくりについて、ご質問をいただきました。先ほど議員ご紹介いただきましたように、海外ではキャッシュレス化が進んでいるということは、日本を訪れる外国人観光客の多くがキャッシュレス決済を利用するということであると考えておりますし、外国人観光客を呼び込むためには、キャッシュレス決済の普及は重要であるというふうに考えております。

また、キャッシュレス決済の利便性からすると、国内観光客を呼び込むためにも、その活用は不可欠であると考えているところであります。また、全国ではこちらもご紹介いただきましたように、地域通貨の導入、プリペイドカードの導入、地域でのみ使えるポイント制度など、さまざまな取り組みがなされております。

こういった取り組みも地域の活性化を図る上で、参考にさせていただきながら、今後のまちづくりを考えていきたいというふうに考えております。また、国の施策でもありますキャッシュレス化に遅れをとらないよう進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） わかりました。玉城町では現在楽天と連携し、観光スポットや駅などを訪れると楽天のポイントがもらえる、スタンプラリーによる観光振興策が実施されています。明和町においてもキャッシュレス決済によるまちづくりを始めるいいタイミングであり、町民や事業所が加速するキャッシュレス化の波に乗り遅れないためにも、町独自の取り組みを進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

最後に、町は非常に難しい財政運営の中で、さまざまな課題があると理解しております。世古口町政の2年目がスタートする、この機会に町の行政運営とキャッシュレス化推進について、質問をさせていただきました。足元の課題を着実に進め、そしてしっかりと先を見据えた施策にもチャレンジしていってもらうよう期待して、私の一般質問も終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で高橋浩司議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。前の時計で15分まで。

（午前 10時 05分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 15分）

7番 田邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 2番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「命と健康を守る地域医療の在り方」、「より良い国民健康保険をめざして」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

○7番（田邊 ひとみ） 失礼いたします。

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

明和町で暮らしていらっしゃる皆さんの命と健康を守る取り組み、これはとても大切なことだと考えております。今、明和町ではどのようなことが行われているのか、なされているのか、これについて質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

多くの皆さんがご存知のように、厚生労働省は今年9月26日、病床数を削減することを目的とした全国の公立公的医療機関を対象にして、再編・統合の必要性について再検証を行い、全国424の病院について、再編統合について、特に議論が必要とする分析をまとめ、病院名、こちらを公表いたしました。

明和町でも済生会明和病院が、その対象となりました。これは診療実績が少ない上、近くに同じような病院があるから、こういう理由で対象になったと報道もされております。このことを受けて町内、そして町外の方、皆さんから「明和病院なくなってしまうんか」「なっとするんやろ」「大丈夫なんか」こういう驚きの声や心配の声、たくさんの声が寄せられております。

また、三重県各地においても、該当病院の関係者の皆さんからは、なぜ2年も前のデータで今頃、公表したんか。患者さんが病院がなくなってしまう

うんやないかと、心配をしている。基準がおかしいんじゃないか。また、頑張っている職員にも失礼な話ではないか。地域に密着してこれだけ頑張っているのに、なんでこういうことをするんだ。こういうような声があがっております。

また、各市町の行政のトップの皆さんからも地域の実情が配慮されたものではない。こういう声があがっております。国は2020年9月までに検討結果の報告、これを求めておりますが、地域の医療の中身を知らない、国のやり方の押しつけ、これはやってはいけないことだと考えます。

今回、三重県の鈴木知事も丁寧な議論をしていきたいと、慎重な構えを示しております。しかし、どこまで地域の実情が反映されるのか、無理やりの再編統合、地域の医療体制が壊されてしまうんじゃないか。そういう心配が拭いきれません。

三重県の担当者も病院を統合するだけでなく、機能の転換なども議論をしていくことになる。このように説明をしております。今後どのような動きになっていくのか、注視をしていく必要がございます。

そこではじめに町長にお伺いをいたします。

地域の医療体制を守ることにについて、総合的な考えをまずお示してください。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員から地域の医療体制を守ることにについて、総合的な考えはということで、ご質問いただきました。

医療につきましては、安心して暮らせるまちづくりの基本となるものだと考えています。我が国は今までに経験したことのない、超高齢化社会を迎えており、今後さらに高齢化が加速するとされています。当町においても、65歳以上の人口は増え続けており、特に医療や介護への依存度が高くなると

言われる75歳以上の高齢者が増加し、医療需要の増大は避けられない現状であります。

更に医療を支える医師や看護師等の不足も叫ばれており、医療を取り巻く環境は、厳しい現状であると言えます。そのような中、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で、必要な医療や介護を受けながら、安心して生活できるよう関係機関が連携しながら、地域包括ケアシステムを構築することが求められています。

限られた医療資源を有効活用し、住民にとって良質で適切な医療を効率的に提供できることが大切だと考えており、地域の医療体制を守っていくことが必要だと思っています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただいま町長答弁ありがとうございます。

やはり、最後の最後まで、生まれてから、私はこちらへ嫁いできましたけれども、こと明和町で暮らしていく上で、最後の最後、命のつきるまで安心してこの明和町で暮らしていく、これは本当に大事なことだと思っています。こういうシステムの構築、本当にこれから真剣に考えていただきたいと思えます。このことを踏まえまして、続いての質問を行いたいと思えます。

今回、国の再編の候補にあげられました済生会明和病院について、少しお尋ねをしたいと思えます。こちらこの病院のホームページにも書かれておりますけれども、広範囲な診療科目、これを設けておりまして、普段からの緊密な医療連携による、地域の医療機関からの積極的な患者の受け入れはもちろん、三重県中南部の回復期リハビリテーションを支えており、地域の要望に応えられるよう努力を重ねている、このようにホームページに書かれております。

地域に密着をした済生会の明和病院、これがこの病院の特徴ではないで

しょうか。そこでお伺いをいたします。明和町としてこの済生会明和病院に対するお考えはどのようなものか、お答え願いたいと思います。また、合わせまして、町内の皆さんの受診状況、こういうものをこちらも教えていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 済生会明和病院につきましては、近隣の急性期病院から脳卒中や大腿骨骨折等のリハビリテーションが必要な転院患者の受け入れを行い、在宅復帰を目指して、他職種によるチーム医療を行う、この地域の回復期リハビリテーションを支える重要な役割を担っている病院だと認識しております。

また、経済的理由により適切な医療等が受けられない方々に対して、安心してより良い治療を受けていただくため、無料または低額で診療を行う「無料低額診療事業」の実施や介護老人福祉施設「明和苑」、重症心身障害児（者）施設「なでしこ」等を併設する、医療、福祉、介護に関する総合施設であると認識しております。

このように入院から在宅への切れ目のない連携で、地域生活の支援をしていただく医療、福祉、介護を統括する拠点として、本町になくてはならない病院だとも認識しております。

町内の方の受診状況についてのお尋ねですが、平成30年度延べ患者数で、外来患者として7,216名、入院患者として462名、本年4月から10月までで、外来患者が4,312人、入院患者が276人となっており、これは受診患者全体の約50%を占めていることから、地域に密着した病院であるとも認識しております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただ今の答弁によりますと、やはりこの済生会明

和病院は、答弁にもありましたけれども、経済的理由がある方を支える病院であったり、介護また障がいのある方、子どもさんを支える、そういう拠点であったりと、私もそういう現状をボランティアで、介護施設のほうに行っていた時期もございましたので、しっかりと経験もさせてもらっております。こういう地域に密着している病院だからこそ、しっかりと残していく必要があると考えられます。

是非とも残していきたい、そのように私たち住民の側からも声をあげていきたいと考えております。その中で、国の考えであります地域医療構想、こういうものがございます。日本の高齢化と人口減少が進むことを踏まえまして、特に2025年問題、後期高齢者75歳以上の方の人数がピークを迎える2025年問題、これを念頭におきまして、協議を通じて病床の機能分化、そして連携を進めて、効率的な医療提供体制、これを実現する。そういう取り組みが地域医療構想でございますけれども、その中には33万床のベッドの削減、これも構想の中で見据えられております。

この病院のベッド数削減という話は、地方の医療現場の現実とそぐわない。一方的な計画であると大きな反発の声があがっております。その大きな矛盾から医療構想の計画、なかなか進んでいない現状もございます。その焦りの表れが、今回の病院の再検証の話になったのではないかと、こういう分析も出されております。

この再検証に関しまして、日本共産党は国会でこの問題について、謝罪と撤回、こちらを要求しております。また、県内各地でも多くの申し入れが行われ、こちら明和町におきましても、住民の皆さんの声、これをお聞きするとともに、私たちは明和町長に対しまして、再検証による病院名の公表を撤回すること、病床削減ありきの公立・公的病院の再編・統合の押しつけをやめること、この2点の申し入れを行っております。

また、はじめにも申し上げましたが、行政のトップ、亀山市、伊勢市等では市長が早い時期にコメントを発表して、その考えこちらを市民や議会に

伝えております。亀山市、伊勢市は市立の病院という立場でございます。明和町との立場とは若干違う部分があると思っておりますけれども、やはり地域医療を守りたいという、そういう思いがあるんでありましたら、その姿勢を早い時期にきちんと町民の皆さんにお示しをして、皆さんに安心をしていただく、町長さん頑張ってくれとるんやな、町長さんに任せておいたら安心や、良かったな。こう思っただけでも、これも大切なのではないかと考えております。

今、町内各地でお会いする皆さんからも、町長さんどんなこと考えておいでんのやろ、どうなってくんやろ、こういうご意見をたくさんお寄せいただいております。

そこでお伺いたします。この再編・統合について、世古口町長のお考えを改めて、この場所でお示しいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 地域医療構想の目的につきましてははですね、2025年に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することだと認識しています。

今回、国が再編・統合について、特に議論が必要な医療機関と位置づけ、公表した内容につきましては、これまで真剣に検討を重ねてきた地域医療構想調整会議の合意結果がですね、まったく反映されていないことから、遺憾に思っているところであります。

このことについては、三重県より全国知事会等を通じて、地域の実情を十分に踏まえ、地域医療構想調整会議の結果を最大限尊重するよう申し入れが行われています。これに私も賛同するところであります。

国もですね、今回古いデータを活用し分析した内容について、地域に確認しないまま、公表を行ったため、再編・統合について、該当した医療機関やその職員、また地域住民に対して不安を抱かせる結果となったことについては、謝罪はしています。

そして、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではなく、また、病院が将来担うべき役割や、それに必要なダウンサイジング、機能分化等の方向性を機械的に決めるものでもないこと。

今回の分析だけでは判断しえない医療領域や地域の実情に関する知見も補いながら、地域医療構想調整会議の議論を活性化し、議論を尽くしていただくためのものであると説明をしています。

町といたしましては、松阪地域医療構想調整会議において、地域の実情を踏まえながら、個別の医療機関単位だけでなく、地域全体の医療提供体制の将来像を見据えて、協議が行われるよう要望していきたいというふうに考えております。

なお、済生会明和病院につきましては、11月5日に開催されました松阪地域医療構想調整会議において、明和病院の院長のほうから、明和病院につきましては、三重県版の定量的基準で地域急性期であると分類され、一般病床34床について、国に対して急性期として報告してきたことが災いし、今回国のリストに選ばれたということになったということでもあります。

今回の国からの公表について、済生会明和病院としても検討をさせていただきました、今年度の病床機能報告では、その一般病棟34床について、病棟の機能として変わるものではないが、回復期として報告させていただき、これをもって厚生労働省の指摘に対する対応とさせていただきたいとの報告があったということでもあります。

このことによりまして、現状と変わりなく病院を運営していただけるものと理解しておりますので、町民の皆さまにおかれましては、ご安心をいただければというふうに思っているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただいまの町長の答弁、説明によって済生会明和

病院、回復期の病院である。住民にとっては大切なところ、地域にとっては大切なところと、よくわかりました。やはりこのことを日頃から住民の皆さんに発信される、個人の病院のこと、市立・町立の病院ではないんですけども、やっぱり地域に密着しているということは、本当に大切なことだと思いますので、是非とも発信を続けていただきたいと思います。

また、今回の国の再編は、私も再編をどのようにやったかというのを、データをちょっと取り寄せてみたんですけども、コンピューターに条件をばんばんと入れて、それにデータをほりこんで、ここからここは駄目という感じでやった、本当に機械的なものでした。

それで将来的には人口減少とか、そういうのもみられるんですけども、先々すると、やはり回復期の病床は、この三重県全体で不足すると、こういうデータも出ております。やっぱりそういう部分で、そういう病院があるというのも大切ですし、明和町では外来で病気で通われる方もたくさんいらっしゃる。こういうことも絶対になくしてはいけないと思っていますので、是非とも声をあげ続けていただきたいと思います。

続きまして、それでも先ほど町長もおっしゃられましたけれども、地域医療構想、これからの地域の実情に向けての、いろいろ再編を効率的にやっていくんだというんですけども、三重県の現状として医師不足であったり、病床が余っているといいながらも、実際に救急車で運ばれたりすると、ベッドがあいてないやというようなことも現実として起こっています。

やっぱり現実がみられていないというのは、確かなことやと思っております。こういうことを続けていったら、やっぱりどんどん悪いほうに変えられていってしまうんじゃないか。こういう心配もしております。

その中で例えばなんですけども、厚生労働省は消費税の増税分を使って、2014年度から創設をした「地域医療・介護総合確保基金」、この交付状況を有識者会議で明らかにして、基金を活用した病院の再編、また統合を全国で更に促していく、こういう姿勢も示しております。

この基金を使って病床削減などを行う事業に対して、優先的に基金を配分していく、こういうものなんですけども、こういう基金を餌として、医療体制を縮小していくよう誘導していく、こういうやり方を進めることで、地方の医療サービスの集約化、病床削減、職員の削減までも進めていこう、こういう議論が進められていけば、地域の医療はどんどん縮小されてしまうんじゃないか。こういうことを本当に心配しております。

やはり明和町で暮らしていく上で、安心して医療介護が受けられる体制、これをつくって維持していくこと、これが必要だと、このことも考えております。こちら明和町では1次救急、2次救急、3次救急に対応できる大きな病院がない、これも現実でございます。1次救急は平日の日中であれば個人の開業医さん、それが対応していただいておりますけれど、大きな病気、怪我にはなかなか対応しきれない。その中でこちら明和町では医療の連携、主に松阪市となっております。

その松阪市におきましても、医療の統合問題、病床削減問題、これが大きな問題と、大きな課題として存在をしております。現在、松阪の地域には3つの基幹病院と、そのほか9つ病院がございます。最大の特徴は、3つの基幹病院による救急医療体制、これが地域で完結をしており、これ多気郡も含めてなんですけども、全国的に誇れるものとなっている。こういう評価がなされております。

この数年松阪地区の救急車の出動回数、これが急増している。こういう話を聞いております。こちら明和町でも救急出動が増えている、こういうこともお伺いしております。この救急出動の多さが問題視をされる、こういう部分も確かにございますが、逆の視点から考えてみますと、急増する救急出動、この事案を病院のたらい回しであったり、受入拒否、こういうことをすることなく、きちんと受け入れることができている。これこそが全国に誇れる医療体制が、私たちの暮らすこの地域にある、そういうことで評価されている、このように考えておりますし、その体制を堅持すること、これが今、

求められていると思っております。

ここでまず最初に参考にお聞きをします。近年の明和町での救急の出動回数、これをお答えください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 近年の明和町の救急出動回数につきましては、平成28年度で1,421件、平成29年度で1,535件、平成30年度で1,595件、令和元年10月末現在で1,326件となっており、年々増加傾向にあると認識しております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

年々増加している、この中には安易な救急車利用ということもあって、こういうことはやはり利用する側も、真剣に考えて利用する。重傷患者のために救急車を空けておく、こういうことも必要だ、このことは十分承知しております。私も啓発に努めていきたいと思っております。

ですけれども、これだけ受入ができる体制は、やっぱり守るべき医療体制は守っていくべきだと思っております。このことを改めて強くこの場で訴えておきたいと思えます。

そして、この充実した医療体制、これを今後もしっかりと維持をしていくこと、これが住民の命と健康を守る大きな支えになると考えております。そのために松阪地域の方々は、松阪市に対して在宅医療などの地域包括ケアの受け皿が整わないもとでの入院ベッドの数の削減は行わないでください。このような要望を行っております。

ベッド数が減らされて、入院をされている方が、自宅や地域に戻られた場合に、それをきちんと受け入れるだけの準備が、その地域にできているのか。病院で入院加療ができていた時と同程度のことが、地域へ戻ってちゃん

と行うことができるんやろか。これが一番の問題、住民の皆さんも不安に思っておられるところでございます。

そこでお尋ねをしたいと思います。

こちら明和町では、仮に病床削減、今後行われていった場合、医療や介護、これが必要とされる皆さんの受け入れ体制、これは現在整っておりますでしょうか。きちんとしたケア、これができるんでしょうか。地域包括ケアの計画とともに、その現状、そして見通しを答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） ご質問ありました地域包括ケアシステムに関しましては、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続け、一人ひとりの能力に応じて自立した日常生活を営むために必要なシステムであると認識しております。

そのためには、介護サービスの充実はもとより医療、介護予防、日常生活の支援、住まいなどが包括的に確保されることが重要であり、同時に地域住民と行政などが連携し協働し、地域全体で支え合うまちづくりを進めることによって、地域共生社会を実現していくことが求められていると思っております。

町におきましては、「第8次明和町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を」策定し、医療・介護連携や認知症施策など地域包括ケアシステムを具体化するための取り組みを行っているところでございます。

例えば医療、介護連携におきましては、年に一度在宅医療と介護の他職種連携会議を開催し、介護予防や重症化予防に向けた目標や課題、支援の方向性を共有し、それぞれの専門職の強みを生かして、連携をしていくことが不可欠であるということとか、地域のネットワークづくりについて、検討する取り組みを行っております。

また、平成30年4月に、松阪地域で誰もが安心して在宅医療と在宅介護を受けられるために、松阪市と多気郡3町で、「松阪地域在宅医療介護連携

拠点」を松阪地区医師会内に設置しまして、在宅医療介護の専門職のための相談支援を行う機関として、地域包括ケアシステムの実現に向かって、事業に取り組んでいるところでございます。

さらに認知症施策としまして、平成30年1月に「認知症初期集中支援チーム」を立ち上げ、医療や介護サービスに繋がっていないケースについて、適切な治療や介護が早期に受けられるような支援体制づくり、あるいは当事者、家族支援のための認知症カフェの開催、認知症の理解を普及するための映画会の上演など、さまざまな事業を実施し検証しながら、介護予防や在宅支援のための取り組みを進めているところでございます。

このことにより、将来的には介護給付費の急激な増加を回避し、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるのではないかと認識しております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただ今答弁をいただきました。介護のほうはボランティアの皆さんとか、地域の連携って、そういうこともやっていく、お互いさまということも必要だと思うんですけど、医療に関しましては、やっぱり専門の知識、これがないと医療行為なんか、特に医師でないとできない部分がある、そういう部分では明和町は弱いのではないかなど。伊勢、松阪へ通院するというのも大変なことだと思いますし、そういう窓口をもうちょっと将来的に広がる方向に考えていただけたらなど、そう思いもしております。

また、先ほども言いましたけれども、こちら明和町、松阪地区の病床数でも、2025年でもやっぱり慢性期は不足する、こういうことを言われております。松阪市全体においても、慢性期、回復期、そういうのをベッド数というのにも必要になってくる、こういうことも求められておりますので、こういう部分も含めて、明和町も将来のことをしっかりと、特に医療体制、考えて

いただきたいと思います。こちらは要望にしたいと思います。

それと合わせまして、2次救急、3次救急、これに対しての松阪の3つの基幹病院の輪番体制、今、これ十分な力を発揮して、病気やけが皆さんの命を救うために、働いておられるんですけれども、これやっぱり明和町にとっても大事なことで、地域医療を守るために、大事なことなんじゃないかと考えております。

これを揺るがすことのないように、維持継続を求めたいと考えております。このことに関してのお考えをお示してください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 松阪におきます3基幹病院の輪番体制につきましては、松阪市、松阪地区医師会、消防本部等の協議により、初期救急患者は松阪市の応急診療所等で対応し、第2次救急患者のみ病院群輪番制に参加病院で対応するなど、機能分担を図ることで救急医療に対応しており、松阪市民病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院が協力して、病院群輪番制の維持に努めていただいております。今後もこの体制が維持できるように努めていきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 是非ともこの医療体制を堅持していきたいと、私も考えております。

続きますでの質問にします。

これからますます進んでいく高齢化や人口減少、課題はたくさんございます。その中ではじめの町長の行政報告の中にもありましたけれども、災害対策、こういうものもこれから備えが必要になるのではないかと、このように考えております。

大災害が起きると大怪我や病気の重い症状の方、こういう方がたくさん病

院を受診される、これが現実ではないのでしょうか。松阪市、伊勢市などでも大きな病院がございますけれども、そういう災害時には手一杯になる、こういう現状が明らかになっているのではないのでしょうか。

そういう時にどうしても地元の病院を頼らざるを得ない、こういうことがあるんと思うんです。そのためにも明和町内の医療体制の充実、これが必要だと考えます。この点についての明和町のお考えをお示してください。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 災害時の医療体制につきましては、「明和町地域防災計画」に基づき、医師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、救護所設置及び傷病者の手当並びに医薬品、医療用具、衛生材料の手配等を実施するという対応を行っていくこととしております。

町の防災会議には、委員として町内の医師に参画していただいておりますが、災害時に備え平時から医師会や町内の病院と、より連携を図れるよう取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 先ほどの答弁によりますと、町内の病院の医師ともいろいろと会議を通じて連携を図る、そういう取り組みが行われているということをお伺いしましたけれども、具体的に災害時に町内で開業されているお医者さん、明和町のほうに来てくれるのか、約束とかそういうことは今されているのでしょうか。ちょっとこれ1点お伺いします。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 災害時におきましては、町内の医療機関の先生方につきましては、松阪地区医師会のほうから、町内のところへの救護所への派遣であったりとか、そういった救護に対する指示というのをいた

だいて、動いていただくということになっておりますので、そういった体制となっております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） こういうことをやっぱり住民の皆さんにもしっかりと周知していただくと、何かあった時は安心できるんじゃないかと、そういう思いもしております。それとまた、町内の開業医のお医者さんだけでなく、ちょっと手の空いている方とか、医療の経験者、看護師の経験のある方とか、そういう方が手を挙げて来ていただける、そういう体制も、これからとっていただきたいと思います。

続きまして、夜間の休日とか夜間、これの救急の歯科、歯医者さんの医療についても、ちょっとお伺いをしたいと思います。休日とか夜間に我慢ができないほど、歯が痛くても、歯が痛いので我慢ができないですけれども、それで困った、こういう話よく伺います。

身近なところで町内でそういう夜間の対応、なかなか受けられない、難しいという声もみられておりますので、そういうところが町内であればいいのになという声も聞いております。このことについて、何かお考えはないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 休日夜間の救急歯科医療につきましては、松阪市歯科休日応急診療所では、日曜、祝日、年末年始の午前9時から正午まで、伊勢市休日夜間応急診療所では、日曜、祝日、年末年始の午前10時から正午と午後1時から午後5時まで対応をさせていただいております。

どちらもこれらの診療時間以外の場合は、救急医療情報センターへお問い合わせいただき、その時に対応していただける医療機関をご紹介していただくということとなっているのが、現時点での対応となっておりますので、ご

理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。夜間になると、相談ダイヤル、私も利用したことがあるんですけども、私も歯ではなかったんですけど、深夜に痛くて大変な思いをした時に、すごく遠いところの病院を紹介されて、そんなところへ行けやんやないかというような話にもなったこともあるので、こういう体制も今後いろいろと検討していただいて、声もあげていただきたいと思います。

続きまして、明和町に小児科、産婦人科、こういう声もあげられております。過去にもこちらの質問、たくさん出ていると思うんですけども、現在何か進捗があったのかどうか、これだけちょっと1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 小児科の誘致につきましては、私の公約でもうたっておるところでありまして、3月の第1回定例会におきましても、質問をいただき答弁をさせていただきましたが、その後、今年8月にですね、三重大学大学院医学研究科小児科学分野の先生をですね、お訪ねしましてですね、三重県における小児科医の現状等をお聞かせいただく中で、明和町の現状もお伝えしましてですね、今後も当町に小児科を誘致するためのご指導、ご協力をいただけるようお願いをしてきたところです。

それから、先般もですね、三重大の副学長さんが、明和町に来ていただきました。そのおりにですね、ご支援をいただきたいということで、お願いをしてきたところでもあります。

なお済生会明和病院においてですけども、今年8月から発達外来を開設をいただきました。小学校2年生までの幼児・児童の発達に関して受診でき

る外来ということで、開設していただくことになりました。本当に嬉しい限りです。明和町民の皆さんにとって、有益なことでありますので、ここでご紹介をさせていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊 ひとみ） そうですね、いろいろ取り組みされているんですけども、また小児科医というのは確保がしにくい、もうこれ全国的な現状だと思うんですけども、やはり若いお母さん方からたくさんの声を聞かせてもらっておりますので、これからも積極的な取り組み、お願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らさせていただきます。

続きましては、より良い国民健康保険を目指してというタイトルで質問いたしたいと思います。先だって社会保障に関する、ある記事に行き当たりました。経済財政運営と改革の基本方針2019について、いわゆる骨太の方針2019、こういうものが6月21日に、閣議決定されたものなんですけども、この中でうたわれているのは、人生百年時代に対応した全世代形社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険、皆年金の維持、そして次代への継承を目指す、こういうことがうたわれております。

そして、皆保険制度、これを維持するために、社会保障改革が必要だと言われております。皆保険の体制は維持するけれど、さまざまな改革で公的医療費、これを抑制していく方向である。これがこの方針の中身ではないでしょうか。

日本の皆保険制度、これを下支えをしているのは、国民健康保険、国保といわれるものでございます。この国保は国民皆保険の最後の砦、厚生労働省もこのように言っております。現在、日本の国内に現住所のある人は、国籍に関係なく何らかの公的医療機関に加入しております。75歳未満で職域保

険や地域保険の加入対象とならない人は、国保に入ることとなっております。

そのために、国保の加入者の構成、これは高齢者、非正規で働く方、無職の方など、こういう方が多くなる現状がございます。必然的に国保は公的医療保険の中で、所得水準がもっとも低い状態となり、所得なしという世帯、これが国保加入者の約28%となっております。

その上、この国保は所得なしであっても、保険料の免除という仕組みがございません。それなのに保険税が高い、高すぎる国保税、これが問題であると、これまで私も国保関連の質問を行った時に、何度も訴えております。改善を求めています。命と健康を守る最後の砦の国保を、より良い制度にするために、その底上げを図る政策や制度改善、これが求められております。

私、3月にも国保関連の質問を行いました。その時の質問では高すぎる国保税の負担を軽くする。そのために国の公費の負担増、応益負担部分の制度の廃止、こういうことを求めました。当然このことは継続して求めてまいります。今回、改めて特に子どもさんに対する国保税、保険税、これをなくしてください。せめて子どもさんだけは、家族の人数としてカウントしない、そういう制度に変えてください。このことを今一度、この機会に求めたいと思います。町長のお考えをお示してください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） この件につきましては、31年の3月定例議会の一般質問におきまして、質問をいただいているところでございます。その際にも答弁をさせていただきましたが、子どもも含めて医療給付を受ける可能性があることから、子どもの分だけ均等割をはずすということは、なかなか難しいんじゃないかというふうに思われます。

国民健康保険制度の広域化に伴い、将来的には県下で保険料率の統一が目指されることとなりますから、県下の状況をみて、保険料率、資産割の率など、段階的に見直していく必要があると考えています。

従いまして、今ただちにこの明和町独自の均等割の軽減を行うというこ

とは、なかなか難しいのではないかとこのように考えております。しかしながら、三重県町村会から子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割保険税を軽減する新制度を創設すること。こういったことをですね、国県に要望しているところでございます。

今後も引き続きですね、要望をしてまいりたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

この子どもさんの保険税、神奈川県の大井町では、2020年に子どもの均等割をなくす、こういう方針が出ていると伺っております。宮城県の仙台市も18歳までの子どもの均等割、申請なしで3割減免をスタートすると、こういう情報も耳に入っております。こういうところで、やはり自治体の努力で、こういうことを進めていく、こういう自治体が出てきている。こういうことをしっかりと考慮いただいて、取り組んでいただきたいと思います。こちら明和町では子どもの医療費、早い時期から中学校卒業まで無料、こういう取り組みをされている。これは本当に高く評価をしたいと思います。ありがたいことだと思っております。それに合わせまして、子育て支援の面から、こういう国保税のなくしていく、こういう取り組みにも、これからちょっとシフトを変えて、取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、全員に通常の保険証の交付を、このことについて質問いたします。2018年度の厚生労働省の調査によりますと、国保税これ国保料のところもありますが、滞納世帯、全加入世帯の15%に近い、約269万世帯、こういうことが明らかとなってまいりました。

また、滞納世帯の3件に1件は、滞納理由に正規の被保険者証を取り上げられて、安心して医療を受けられない状態にあると、こういうこともわかっております。また、厚生労働省の別の調査では、正規の保険証を交付しても

らえなかった世帯の6割は、年間所得が200万円未満であったということです。

公的な医療保障をもっとも必要とする低所得の世帯の皆さんが、正規の保険証を持つことができず、命と健康を脅かされている、こういう実態が全国的にみられております。こちらは新聞赤旗の記事なんですけれども、国民健康保険の滞納などの理由で、市町村の判断で発行することができる短期保険証について、横浜市が8月から交付をやめていたことがわかりました。

全員に通常の保険証を交付する運用にしたんです。また、同市は2016年から窓口負担が10割の資格証明証の交付もやめております。保険証の返還について、国民健康保険法は特別な事情があると認められる場合を除き求めることができるとしています。

更に厚生労働省が08年に同法の改定に伴う留意点として、短期証や資格証明証交付の際は、機械的、一律的に運用することなく、納付できない特別の事情があるか否かを適切に判断するよう求めています。

横浜市の健康福祉局生活福祉部の保険年金課は、新聞の取材に対して、法や政府の国会答弁、厚生労働省の通達などの趣旨に基づく対応だと述べ、意図的に支払わないという人は、ほとんどおらず適切に判断すれば、短期証交付0になると申しております。

滞納世帯の皆さんに丁寧な対応をしていけば短期証を交付しなければならぬケースはなくなると、横浜市はこのように判断をしております。このことは短期証の交付0は、患者の「受療権」、これを守る上で大きな一歩であり、全国最大の政令市、横浜市が行ったことの全国的にも大変大きく、このように高く評価されております。

住民の命と健康を守る取り組みとして、大変意義がある。こういう取り組みを当たり前にする自治体、こういうのすばらしいなど、私も考えました。そこでお尋ねをします。

明和町でも国保の短期証をやめて、全て通常の保険証を交付してください。

答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 現在、過年度に国の健康保険税の滞納のある世帯については、18歳未満の方については、6カ月の短期保険者証をご発行して、それ以外の方には、6カ月の短期被保険者証を発行しております。

短期被保険者証の発行の機会に収納率の向上を図るだけでなく、きめ細かく相談に応じて、納付状況や生活状況を確認し、無理のない個別の納税計画を調整させていただいているというところがございます。

保険税を納めていただいている方との公平性という面もございますが、そればかりでなく、早期に生活困窮の実態を把握し、相談支援につなげる機会にもなることから、短期被保険者証の発行は、今後も継続していきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 納税相談を頻繁に行うということで、その方の生活状況をしっかり把握していただく、これ3月にもそのように答弁いただいて、これもすごく大切なことだと思いますけれども、やはり短期の保険証をもらうということに対する、住民の方のそういう思いというのも汲んであげていただきたいと思います。

先ほども答弁にございましたけれども、18歳未満の子どもさん、今、6カ月の短期証が発行されている。こういうことも伺いました。じゃあもう一度お伺いいたしますけれども、この18歳未満の子どもさんだけでも、せめて普通の保険証発行、こういうことをしていただけないでしょうか。子どもさんに対する短期保険証をやめにして、普通の保険証を発行することを求めたいと思います。答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 直近10月の「短期被保険者証」の発行はですね、154世帯という状況でございまして、そのうち子どもにかかる6カ月証につきましては、17世帯というふうな状況になっております。子どもにかかる短期者証につきましては、世帯主が窓口に来ないということで、被保険者証がないような、そんなことがないようにですね、更新手続きを特に行わず、期限が切れる頃に合わせ送付させていただいているとような状況でございまして。

やはり公平性の観点から納税に対する意識啓発のためにも、6カ月の短期証についても、引き続き発行してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 子どもさんに関して途切れることもない、半年半年前もって渡しているというのであれば、もう1年にさせていただく、これ反対に効率的、それでそういう状況をしっかり1年ごとに相談していく、状況を確認する。こういうこともできるのではないかと思いますので、また検討願いたいと思います。

続きまして、資格証明証について、お尋ねをします。私たちは資格証明証の廃止、これを求めて運動を続けております。横浜市でも発行をやめております。前回の一般質問でお伺いをした時にも、現在明和町では資格証明証は発行されていない。広域化に際しても言及がないので、今後も無理な負担を強いることがないように運営していく、こういう答弁を伺っております。

これは現在、明和町では資格証明証を発行されていないし、今後とも発行しない、ずっと発行しない、いうてみたらいわゆる廃止状態であるというふうに考えてよろしいのでしょうか。答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 「被保険者資格証明証」は、被保険者間

の公平性の確保と悪質な保険税滞納者への対策の一環として、被保険者証を返還させて交付するというような趣旨のものでございます。以前にも答弁させていただきましたとおり、発行は行っておりませんし、今のところ発行するような考えはございません。所得が十分にあるのに、長期に滞納するような悪質なケースでない限りはですね、何かの事情があって、保険税の納付ができないものというふうに思われます。資格者証を発行するよりも短期者証を発行して、その都度定期的なきめ細かく相談に応じて、生活状況を把握すること、そして、生活が困窮しているようであれば、相談支援につなげていくと、そういったことが大事なのではないかと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 特に資格証明証については、窓口負担が10割でも、全額いったん支払わなければならない、大変厳しいものですので、今後とも発行しない努力というのも続けていただきたいと思います。

続きまして、もう1点、資格証明証、短期保険証に関しまして、該当する方が対象となる方が、納税の相談に出向いていかない、出向いていくことによって発行されるということのように伺っておりますけれども、ほかの自治体の事例で、さまざまな事情で納税相談に行くことができない、行っていない、その住民の実態は把握されておらず、保険証を持っていない状態、発行されていないケースもある、こういうことを伺っております。あってはならんことやと思うんですけれども、明和町ではこういうケースはあるんでしょうか、ないんでしょうか。実態をお知らせください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 直近10月、短期証の対象者については、154世帯、そのうち59世帯が、まだ更新手続きにはみえてみえません。平成30年10月の短期証の対象者の更新手続きをされなかった方については、171

世帯中、最終的には令和元年の9月末において、41世帯というような状況で
ございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） お伺いしますけども、更新されてない方は保険証
を持っておられない状況に間違いはないんですよね。ちょっとそれだけ答弁願
います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の再質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） そういった方々は持ってみえないか、あ
るいは60歳未満の方もみえますので、ひょっとしたら保険者証に加入されて
おって、手続きに来られないか、そこら辺まではちょっとまだ把握はできて
おりません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） どのような状態であられるかというのは確認も難
しいと思うんですけれども、保険証を持っていないと病院へ行けないという
ことで、受診の抑制になって、命と健康を脅かされるということもあるので、
できる限りの努力で、調査をしていただいて、対応していただきたいと思
います。

続きまして、国保が社会保障であるという観点から、自治体に取り組むべ
き政策的対応、これを求めたいと思います。2018年の8月22日に札幌高等裁
判所において、国民健康保険法44条1項に基づく、一部負担金減免について、
画期的な判決が出ております。この一部負担金というのは、先ほども言いま
した窓口で払う、受診した方が払うお金のことでございます。国保では3割
負担となっております。札幌市が行った一部負担金減免の申請に対する却下

処分の取り消しを求めた裁判で、一審の地方裁判所では、原告の請求が棄却されたものの、第二審で一審判決が取り消され、原告の訴えが認められたと、こういう判決でございます。

この判決は国民健康保険法の一部負担金減免制度について、社会保障としての意義を明らかに示して、合わせまして保険者の裁量の限界を指摘するとともに、国保等を通じて市民の医療保障を進めるよう自治体に喚起したものとと言えます。

すなわち自治体が社会保障の観点で、国保の役割を理解し、その上で生活保護などの制度を活用すること、こういうことも視野に入れていく。そして一人ひとりの生活実態に応じた適切な対応を迅速に求めたもの。これが裁判の判決の意味するところでございます。

病院に行きたいけれど、窓口で支払うお金がない、病院へ行けやへん、我慢せないかん、そうなってしまって大切な命を失ってしまう。そういう事例が全国でも起きております。そういう事例を明和町ではなくしていく、大事なことだと考えます。

被保険者の生活実態を把握した上での総合的な判断と対応を行う、これこそが自治体がやるべき政策なのではないでしょうか。国保法44条による減免に関して自治体は減免規定と活用を、これの見直しをして、積極的に利用できる規定への変更を図る必要があると考えます。地域の医療保障を支える住民の健康権を保障する観点での運用の変更、条例の制定等、これを行うことを求めます。答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 医療費の一部免除につきましては、平成25年度に「明和町国民健康保険一部負担金免除及び徴収猶予取扱要綱」というのを定めておりまして、それに基づいて運用をしております。

災害により障がいになったりとか、資産に重大な損害を受けたりした場合、事業の廃止や失業によって著しく収入が減少した場合などで、ほかに制

度の適用を受けることができない場合に限り、適用するというようなものでございます。

納税相談とか生活困窮者の相談などの際に、生活実態を把握し、相談支援と連携しながらですね、総合的な判断により適用を考えてまいりたいというふうに考えております。

なお経済的な理由により医療費の一部負担金の支払いが困難な方には、無料低額診療事業を行っている病院を紹介することによって、対応できているというような状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） お金がなくて困っている人には、無料低額診療所を紹介する。そういうことを対応されているというんですけれども、やっぱり自治体として、そういうことをしっかりと基準を設けて、明確にしていくって、こういうことを求めていきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

先ほども出ております滞納処分について、ちょっとお伺いをしたいと思います。どの自治体でも滞納処分で差し押さえ、こういうことが行われておるんですけれども、差し押さえが行われると、その当事者は大変辛い思いをされると思います。

こちら明和町では、3月に質問を行った時に、税務課の方から国保だけでなく、ほかの税金に対しても丁寧な対応を行っている、という旨の答弁をいただいております。生活再建型の滞納の整理、こういうことをされているということを伺っております。

本当に困っている方には、徴収の猶予、分納誓約をしていただく、保険証に対しても短期証の発行の際には、丁寧な対応、相談をされておられている、こういうことも伺っておりますけれども、財産調査等で預貯金等の財産

が判明した場合は、税負担の公平性の観点から差し押さえを執行している、
こういう答弁も伺っております。

このことについては、やっぱりしっかりと見ていかなければならないと
考えております。預貯金等の財産をはじめ他の市町では、お給料、年金とい
うのを差し押さえるという事例が発生しております。その差し押さえの基準
がかなり厳しい自治体もある。こういうことも伺っております。

質問を行います。

明和町では、差し押さえの際、生活にかかる部分までの金額の差し押さ
え、これは行っていないんでしょうか。きちっと生活実態に即した対応をさ
れているんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 以前にもお答えさせていただいたとおり、当町
におきましては、「生活再建型滞納整理」を取り入れており、家庭や生活状
況等の聞き取りを行い、きめ細かい対応に努めております。

しかしながら、税負担の公平性の観点から、給料や年金について差し押
さえを行っているという事例もございます。ただし差し押さえを行う前には、
本人宛てに書類を送付し、相談の機会を設けるようにしております。

相談を受けた際には、差し押さえ金額につきましては、法律上定められ
ている差し押さえ基準額を踏まえ、聞き取った内容も考慮し、極力本人の同
意も得た上で、金額を決めております。

今後も引き続ききめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 生活にかかる金額って、国の設定もかなり低い金
額に設定されていて、その金額で文化的な生活ができるんかということ、心配
もありますので、そういうところもしっかりと考慮願いたいと思います。

そこでお伺いしたいんですけれども、換価の猶予という制度がございます。この制度については、皆さん十分ご承知されていると思うんですけれども、自治体によっては職員さんが理解をあまりされていない、そういうところもあるということも伺っております。

ですので、まずこの制度について、お伺いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 換価の猶予につきましては、一時的に納付することにより事業継続、生活維持困難となるおそれがある納税について、誠実な意思を有する時、申請または職権による差し押さえた財産について、金銭に変えることを猶予することができる制度でございます。

当町におきましては、換価の猶予の制度を十分理解した上で、実務にあたっており納税相談の際にも、制度の趣旨を念頭におき対応しておるところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） こちら明和町では、しっかりとこういう制度も活用されているということを、今、伺いました。この換価の猶予、最長猶予期間6年なんですけれども、これを知らない自治体職員が三重県内で半数以上あったと、そういう調査も出ております。

正しい知識で、住民に対応していただく、こういうことも今後も続けていただきたい。このことも求めたいと思います。その中で、滞納処分にかかる独自のマニュアルを作成したり、自治体独自の研修、こういうものを行って、滞納者に対する対応を行っている自治体が、三重県内に複数ございます。

明和町では、こういうようなマニュアル、または研修などは行われているのでしょうか。もし行われているのであれば、それを活用していただきたい。行われていなければ、そういうことをつくっていただいて、住民に

対する対応を進めていっていただきたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 滞納処分にかかる独自のマニュアルにつきましては、現在当町におきましては作成はしておらないところでございます。ただし滞納者との面談の際に、統一的な対応ができるような簡易的なマニュアル及び対応のフローを作成し、それに従い対応にあたっておるところでございます。

また、滞納処分のマニュアル的な書籍もございますし、換価の猶予も含め随時参考にして、業務を行っております。研修につきましても、少人数の組織ですので、独自の研修というのは行っておりませんが、県内の外部主催の研修会には、積極的に参加をしておるところでございます。

また少額案件を処理する地方税管理回収機構のほうにも、職員を派遣することにより、実戦的な専門知識をもった人材育成を図ってきております。

以上のような取り組みにより、現在、法に則った必要な対応はとれていると考えております。このような取り組みを継続し、丁寧な対応を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） やはり行政が行うことですので、何らかの根拠に基づいてしっかりやっていただく、こういうことが大切だと思いますので、是非とも今後とも続けていって、よりよいものにしていただきたいと思えます。

最後にマイナンバーカードの保険証利用について、お伺いしたいと思います。三重県の保険医新聞10月25日の記事、マイナンバーカード普及が進まない現実に、政府は2022年度までに、1億枚以上の普及を目指して、カード

の利用範囲の拡大の一環として、カードの健康保険証利用を打ち出しております。

2020年度中に、ほとんどの医療機関が対応できるようにすると政府は言っております。しかし、医療機関側でも現在支払基金、国保連で年間20億枚のレセプト受診受付数があり、資格過誤での返戻は約500万件、そのうち資格喪失後受診による返戻が227万件、一般の病院で資格が即時確認できるメリットが大きいのかどうかという疑問の声が出されております。

また、オンライン資格確認の義務化によって、病院の負担が大きくなること、これも懸念されています。また、現行の保険証とカードの併用で、病院の窓口業務の煩雑化にも懸念されております。システムの構築いかんによっては、カードと保険証の二重チェックになるかもしれない、こういう話もあります。

また、被保険者側としては、マイナンバーカードと保険証、マイナンバーカードを保険証として使うと、本来であれば他人に見せてはいけないと言われているマイナンバーカードを持ち歩いて提示をする、その回数、機会が増える、このことにより紛失や盗難のリスク、こういうことがあげられます。

それによって病歴などの機微な個人情報にアクセスされる危険、番号漏洩によるなりすまし被害などの危険というものが指摘されています。また、国が個人の医療情報、税を一括管理することで、負担と給付の公平の名のもとに社会保障の抑制、これも進めていると考えます。

例えば病気で苦しい、やっとの思いで病院に行ったのに、オンラインの情報だけで、あなた保険税を払っていませんね、うちの病院では診察できません。こういうことが起こってしまう心配もございます。

またこのマイナンバーカード、取得はあくまでも任意でございます。そういうものを保険証として使うことは、混乱と問題を招くだけだと考えます。法改定が成立し、2021年には施行予定でございますが、誰もが安心して医療を受けることができる環境づくりのためにも、国に対してこういうことは止

めてください、保険証等に紐づけやめてください、こういう声をあげていくことが大切だと考えます。

これについて、答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） ご承知のとおり国においては、マイナンバーカードを普及させるために、健康保険証として使用できるようにするようの方針を掲げています。身分証明書としても健康保険証としても利用できるなど、さまざまな機能を1つのカードに持たせることによって、利便性を図っていこうとしているのでございます。

田邊議員がご指摘されるような声も、心配の声も聞かれます。国の説明においては、カードのICチップには、税情報とか年金給付等のプライバシー性の高い個人情報は記録されないと。また、マイナンバーカード本体には偽造防止のセキュリティー対策も施されている。また無くしたり盗まれたりしても、24時間365日マイナンバー総合フリーダイヤルで、カード利用をストップできる体制、そういったものを設置するというふうなこともおっしゃっております。

しかしながら、個人番号が記載された大事なものでございますので、カードを落としたりとか、無闇に個人番号をのぞかれたりしないよう、取扱には十分な注意が必要だというふうに考えております。

令和3年3月頃よりオンラインで資格確認ができるような計画が進められ、マイナンバーの健康保険者証としての利用の仕組みも本格運用をする計画が示されておりますが、現時点では従来どおりの保険証で受診できます。

必ずしもマイナンバーカードでないと受診できないということではございませんので、混乱とか誤解の生じないように、ご案内のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 基本的にマイナンバーカードを普及させたいがために、誰でもどうしても必要な保険証と紐づけするって、その考え方自体がもう本末転倒じゃないかと、私は考えております。

やはり紛失したらそういうところに通報すればというんですけど、いつ失くしたかわからんなんで、当たり前のことを24時間の対応とか、普通できやんと思うので、そういうこともしっかりと見て、私はもう紐づけはいけないと思っております。

あのチップでも情報は入れないというんですけど、マイナンバーカードの裏のチップ、ものすごい膨大な量の情報が入ります。それに何が入っているかって、自分で家でこうやって透かして見るということもできやんわけです。何の情報が入れているかもわからないようなカードを、そういうことに使うということは、私は反対の立場でいきたいと思えます。

町としてもそういうことも慎重に検討して、声をあげていていただきたいと思えます。国民健康保険、これ県単位化に伴い、財政面では保険者努力、支援制度、これが加点式から減点式に変更されるとか、医療費抑制に貢献するメニューを実行すれば、インセンティブが与えられるとか、自治体独自の保険税の引き下げの取り組みに制限をかけるような仕組みがつけられている、こういうことも事実でございます。

そういう状況の中で、地域の実情をしっかりと把握しつつ、地域住民の医療保障、これを考え実行していく、そこには困難な部分が多くあるとは思いますが、どうぞ是非ともしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。明和町に頑張りたい、本当に思っております。また、住民の皆さんの健康を支えること、地域の医療保障を考えますと、住民参加の手立て、これ当然必要だと考えております。

ですけれども、やはりそれを実現するためには、公的医療費の抑制という政府のやり方、これは変えていく公的支援、これを大きくしていく、これ

が必要だとも考えております。

皆保険制度を守り抜く、その上で住民負担を軽くする。健康に生きる権利、医療を利用する権利、これを守る、その思いで今後とも政策を進めていっていただきたいと思います。

このことを最後に強く求めまして、本日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。1時まで。

（午前 11時 30分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

13番 江 京子 議員

○議長（北岡 泰） 3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「子どもの居場所づくりについて」、「二学期制について」の2点であります。

江京子議員、登壇願います。

○13番（江 京子） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、子どもの居場所づくりについてお願いします。世古口町長にお尋ねします。町長は平成30年12月議会において、公約として明和町の輝く未来を創造するために、「人や産業の活力あるまちづくり」、「つながり、絆を活かすまちづくり」、「英知を活用するまちづくり」を掲げられ、その中でも弱い立場の人が安心して生活でき、子どもたちが夢を持ち続けられるように誇りを持てる町を目指すと、お話されました。

そして、子どもの居場所づくりについても、町の課題の1つとして取り組んでいきたいとお話されました。町長の思い描く子どもの居場所は、どのようなものなのか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 江議員からの私の思い描く子どもの居場所はどのようなものですかというご質問ですが、私が考えますところなんですけども、今の子どもたちを取り巻く環境は、少子化や共働き家庭の増加などにより、子どもが一人で家で過ごすといったことが増えてきております。

また、さまざまな事情の中で、家に居づらい子どもたちも出てきているという状況だというふうに思います。そうした子たちをはじめ、すべての子どもたちが地域の方々などの協力をいただく中で、安心して過ごし多様な体験、活動を行うことができるような場、そして子どもたちが豊かな人間性や社会性を身につけることができるような場が、子どもの居場所というふうに、私は考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江京子議員。

○13番（江 京子） よく言われた居場所とは、他者にありのままの自分をさらけ出し肯定的に受け入れることであって、安心してくつろげることでき

る場所で、もともと個人的、私的なものと定義されていました。

以前、私は活動していた「CAPみえ」（子どもへの暴力防止）の中で、子どもたちとよく話していた、「安心・自信・自由」があります。安心とは何も怖いものがなく、ほっとできて、のびのびできる場所や気持ち。自信とは安心できる場所があり、その中で他人に丸ごと肯定するなど生まれてくる力。自由とはその安心、自信の中で、自分のやりたいことを自分で選択し、決められる力。誰もが持つ権利の中でも、特に子どもが成長していく中で、大切な権利であると考えます。

個人的、私的な居場所が近年、「高齢者の居場所づくり」に始まり、「子どもの居場所づくり」と団体を対象とする呼び方としても使われるようになったのは、孤立防止の意味合いが強くなったと思われれます。では、子どもたちが学校生活以外での居場所づくりは、どうなっているのでしょうか。現在、小学校での居場所づくりは、どんなものがあるかお答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。小学校の学校生活以外での居場所としまして、大きく2つの柱で今、行っております。1つは放課後児童クラブ、そして2つ目は放課後子ども教室でございます。1つ目の放課後児童クラブは小学校区において、児童の生活の場として、健全な育成を図り、安全・安心を持った活動を民間に委託し、行っております。

2つ目の放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、多様な経験や技能を持った地域の方々のサポートのもと、学校別に将棋教室やパソコン教室、それから野菜づくりや踊りなど、安全・安心な子どもの居場所の教室を行っております。

参加人数は、教室によって違いはありますが、20名程度の参加があり、地域の方々は2名から6名程度、サポートしていただいております。また、土曜教室として、5名から10名程度の皇學館大学生の協力により、年間を通じて7回、中央公民館でお菓子づくりや工作などを行っております。参

加人数は20名程度で、児童が大学生から手助けを受けながら、楽しく取り組み子どもたちにとって、心豊かで健やかな育成を目指し行っております。

それと夏休みに限定した、夏休みチャレンジキッズで、夏休みの宿題や勉強を町から依頼しました大学生により、各コミュニティセンターなどで、2回程度開催し、わかりやすく教えてもらっています。参加人数は少ないところで5名、多いところで46名の参加があり、大学生も2名から9名とサポートしていただいております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江京子議員。

○13番（江 京子） ありがとうございます。答弁されたように、どんな事業をするにも、地域の人たちの協力なしでは、動かないものなのがわかります。他地区の議員さんから、よく明和町の子どもたちはええなと言われることがあります。それは明和町において、学級崩壊とか、そういうのは見当たらないというのを、よく言われています。

学校の先生に伺ったところ、明和町はめばえネット（明和町子ども発達支援ネットワーク）、MCネット（明和町子ども家庭支援ネットワーク）の連携がよく、加配の先生、学校支援者、学校ボランティアとよく協力体制がとれているからと話されました。

以前、他の議員からの質問もありましたが、改めて現在の小学校の不登校、学校に登校されにくい子どもの人数、また支援を必要とする人数、支援員の人数を教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 前回9月の定例議会での一般質問において、高橋議員からご質問でお答えさせていただきましたところではございますが、不登校の状況は平成30年度の小学校の不登校児童数は10名でございました。また、保健室登校などで、教室に入れない児童につきましては、2名ござい

ました。保健室では養護教諭が教室に入れないうちから相談にのっております。

それから、特別支援学級在籍の児童・生徒は、小学校で88名在籍しております。それに支援員が27名でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 小学校の不登校の子ども数は、各学校へお聞きしたところ、それほど多くないということですが、特別支援学級に在籍の子どもたちの人数は、年々増加しているように思われます。たくさん子どもたちの中には、いろいろと抱えている子どももたくさんいます。各学校にお尋ねしたところ、例えば朝なんの連絡もなく登校していない生徒については、必ず連絡をとり確認がとれない場合は、家庭訪問をしているとのことでした。本当に先生たち多忙な中、お家まで見に行ってくれているというのが、よくわかりました。

教室に入れないうちどもについても、学校までこられた子ども力を認め、保健室で過ごす子どもや別室で学習する子どもと、教室をフル活用していると話されました。学校としては、生徒や先生が孤立して問題を抱え込まないように取り組んでいるとのことでした。

校長も教頭も毎日走り回っていますよと、各学校の先生の誰もおっしゃいました。生徒の数はどの学校も減少傾向にあります。しかし、問題を抱えている子ども、支援が必要な子どもは年々増加しています。学校生活以外でのいろいろな取り組み、本当に子どもたち楽しそうに通っている、子どもたちがたくさんいます。

募集をかけると一辺にいっぱいになりますというような、お話も伺っております。これからも本当に地域の人たちの力は大切だと思いますので、続けて行ってほしいと思います。

しかし、学校の生徒の数は、どの学校も減少傾向にあります。でも問題を抱えている子どもや、支援が必要な子どもは、年々増加しているのが現状です。子どもの居場所を確保するためにも、学校を支える協力者の人数は減らさないように、このところは校長先生からも強く要望されたところではありますが、私のほうからも支援員の数を減らさないようお願いいたします。

では、今年度から配置された看護師、スクールソーシャルワーカーの動きについて、お聞きします。活動件数、相談件数を教えてください。以前から特に働くお母さんたちから、子どもの熱が出たからという連絡が入っても、早く帰りたくても帰れないことが多く、少しの間でも資格を持った看護師さんにいてもらえたらと、よく言われていました。本当は全幼保に配置をお願いしたいと思っておりますが、そのくらい子どもというのは、直ぐ体調が変わります。今後の配置の考えはないか、それもお答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 看護師が配置されたことは、園として大変ありがたいことだと思っておるところで、早い時期に看護師を配置できるように取り組みましたが、昨今の本当に看護師不足からですね、看護師の確保は大変苦慮しまして、ちょうど採用させていただいたのが、6月からお世話になることになりました。週5日間、3名の看護師が交代で勤務する配置となりました。この3名の方が週5日間、お一人の方は2日、もう一人の方も2日、3人目の方は1日間ということで、3名の方でみょうじょうこども園を拠点として付けさせていただいたところです。

みょうじょうこども園の従って件数にはなるんですけども、1日だいたい検温や投薬、そしてまた小さな怪我などの手当、そしてまたいろんな病気や怪我の対応、措置を1日30件ほど行ってもらっております。

今後の配置の考え方につきましては、3月の定例会でも中井議員からご質問がございまして、私のほうからお答えさせてもらったかと思っております。で

きることでありましたら、全施設に看護師を配置していくのが、ベストだとは思いますが、今年もこういう形で大変看護師不足という部分で、採用も非常に難しいところもありますので、今年のやった形でもって、1年間やらしていただいたことを、しっかりと検証してですね、配置した状況をみながら今後検討をしていきたい、そのように考えております。

また、今年度は町独自のソーシャルワーカーのほうも配置していただきました。児童・生徒が抱える悩みや、そして不登校などの問題解決に向け、保護者そしてまた本人からの相談などにのり、学校との連携を図り取り組んでおります。学校としても本当にありがたく思っているところでございます。

毎月一回、私のほうにも報告をいただいておりますので、本当に丁寧な対応をしていただいております。スクールソーシャルワーカーの相談件数につきましては、4月から週3日の勤務です。それぞれ小学校で36件、中学校で17件、そしてまた保護者のほうからも11件の相談を受けたところです。相談内容によっては、学校へつないだり、そしてまた他の施設との連携も含めて、紹介をしたりしております。

大変有効に活用といいますか、働いていただいておりますので、大変嬉しく思っております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 小さな子どもたちが通う幼稚園、保育園に関しましては、ぜひ全保育園、幼稚園への配置ができるように、これからも取り組んでほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

このスクールソーシャルワーカーにつきましても、本当に良い人材の方だと思っております。生徒だけでなく、先生たちや保護者の心のよりどころにもなっていると思いますので、今後の活躍を本当に期待したいところだと

思っております。よろしくお願ひいたします。

近年家族構成、家庭環境が大きく変わってきています。その中で子どもたちは一生懸命生きています。女性が社会の一員として働いき、地域や家族を支えていくのも当たり前の社会になってきています。そんな保護者の声に明和町ではいち早く放課後学童保育の拠点を、6校すべての小学校の敷地内に建設、運用を始めました。

以前は保育園より早く帰ってくる低学年の子どもたちを、祖父母に預けて働いていたお母さんたちも、安心して子どもを預ける場所ができ、子どもたちにとっても、異年齢の友だちとたくさんの経験ができ、よい成長の場になっています。はじめは行政が運営していた学童保育ですが、預けられる時間に限界があるのか、働く保護者の声もあり運用を民間の「めいほう育成会放課後児童きらりクラブ」に委託、長時間の受入が可能になりました。現在の学童クラブの状況を教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。各地域の地区の利用状況につきまして、大淀は30名、それから上御糸が60名、それから下御糸が14名、斎宮が106名、明星が57名、修正が1名、合計266名となっております。

すべての放課後児童クラブについて、今年度もめいほう育成会に委託をし、現在も19時までの受け入れや、夏休みの受け入れも対応しております。

以上が今の学童クラブの状況となります。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） きらりクラブの人に、お話を伺いに行きました。本当に子どもたち毎日元気に、「ただいま」と言って学童クラブのほうに来てくれるそうです。その学童クラブの理念といたしましては、その子どもたち、大人がいないと生きられないような子どもにはしない、自分でできることを

増やす、自分で気付き動くことを増やすというような考えのもと、経営してみえるそうです。

その中で、子どもたちの自主性を伸ばすことができればと言ってくれました。100人を超える学童クラブもあり、特に指導員の確保が大変と話してみえました。これからも学童クラブを利用する子どもは、年々増えてくると思います。今後もスムーズな運営をお願いするにあたり、明和町としてはどのような協力体制を行っているのか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） すいません。近年の女性就業率の上昇により、更なる共働きの家庭の児童数の増加が見込まれている中、当町としましても、児童クラブを利用する子どもは増加傾向にあると思っております。このため利用状況をしっかり把握し、施設規模的に課題が出た場合ですね、考えなければならぬと思っております。

また町と委託先のめいほう育成会とで放課後児童クラブの状況や、放課後子ども教室の予定など、2月に1回、定期的に実務者会議を行い、情報共有や課題等を聞き、必要があれば支援する方向で対応しております。

更に学校における授業時間、それから行事等の情報交換が重要であるため、学校とはより良いコミュニケーションが図れるようにですね、進めております。今後も運営がスムーズにいくように取り組みます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） いろいろな家庭の子どもたちが来ることで、きらりクラブの方たちも、悩みや問題点がだんだん出てくると思いますが、その点もきめ細かく対応していつてあげてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、中学生はどうでしょうか。勉強にクラブに、そして高校受験にと

大変な中学生ですが、思春期を迎え学校、家庭、友だちと問題を抱えている子どもがたくさんいると思います。現在の不登校、学校に登校しづらい子どもの人数、また教室に入れない子どもの人数を教えてください。また、支援が必要な子どもの人数も教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 不登校の状況としまして、先ほど小学校のほうでお答えいただきましたんですけども、9月の定例議会の一般質問のほうでもお答えさせていただきました人数となります。平成30年の中学校での不登校生徒数は27名でございました。また、保健室登校など教室に入れない生徒につきましては、18名ございました。

中学校には、養護教諭以外にもですね、心の教育相談員も配置しており、相談員が生徒から話を聞き、相談室で授業を受けております。

それから、もう1つの質問で、特別支援学級籍のお子さんの人数なんですけども、生徒数は27名在籍しており、支援員が8名配置されております。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江京子議員。

○13番（江 京子） 小学校の時の不登校が10名だったのに、中学校になってから27名の不登校は、MCネットの件数、とても多いように思います。学生時代の不登校はそのまま引きこもりとなり、大人になってからも、家から出られず、引きこもっている若者も多く、更に親の高齢化も問題になってきています。本当に悲惨な事件も数多く発生しているのが現状です。

校長先生に伺ったところ、町の健康あゆみ課なしでは、中学校の子どもの相談できない。本当にこども課との連携がとてもありがたく思っているというようなお話を伺いました。子どもたちと家庭、学校とどのようにつないで、動いているのか教えていただけたらと思います。また、相談の件数につ

いても教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 学校がですね、気になる児童・生徒の、行動などから健康あゆみ課のほうにですね、相談をかけ家庭の状況や児童・生徒の様子などの情報共有を図り、支援ニーズに対応しております。MCネットの相談件数なんですけれども、平成30年度の実績では、新規の相談が52件あり、継続した相談が100件ございました。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

江議員、再質問ございますか。

どうぞ。

○13番（江 京子） でもまだまだグリーゾーンの子どもたちはたくさんいると思います。これからもめばえネット、MCネット、学校、地域、健康あゆみ課との連携を密にとって、子どもたちが笑顔で暮らせる学校を目指してほしいと思います。

また、本当にこの子どもたちの健康や体のことを大切に思って動いている方はたくさんおりますので、その方たちの力も借りて、動いてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、社会福祉協議会と連携して立ち上げた、中学生を対象とした居場所に、「学びの里」があります。利用人数、運営方法について教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 中学校の全生徒を対象に、家庭での学習習慣を身につけさせることを目的に、学習の場を設け、地域の方々や学生の協力による自習補助や、個別指導を行い、生徒と地域の方々のつながりの場を設けることにより、生徒の地域に対する愛着心の醸成や、主体性の向上などを図り、地域の方々に生徒及び中学校の応援団として関わっていくことで、成

長を見守り、生徒の健全育成につなげていく目的として、立ち上げたところでございます。

ご質問のありました、利用人数及び運営方法ですが、昨年度の利用人数は前期56人、後期55人、本年度は前期・後期とも58人となっております。

運営方法ですが、サポーターとして地域の方々13名と、大学生14名で運営しております。また、運営補助、施設管理として社会福祉協議会にお願いしております。地域の方々には主に運営と見守りをお願いし、大学生につきましては、学習指導をお願いしております。実施日につきましては、休日を除く毎週月曜日、午後7時から9時までの2時間、2限体制で行い、入塾費が1期3,000円の徴収をさせていただいております。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 昨日がちょうど月曜日ということで、「学びの里」のほうに出かけて行かさせていただきました。昨日はなんか土曜日に人権の学習があったということで、子どもたちはいつものジャージ姿でなく、私服で皆さん来ていました。その中で本当に、こんばんは、こんばんはと、元気な声で入ってくる子どもたちを見ておまして、この子たちすごくここに来るのを楽しみにしているんだなというのを、顔つきを見ながら思って、いいことだなとすごく思いました。

地域の人たちのサポーターや大学生の子たちのお手伝いもありながら、いろいろコーディネーターの方が、机の並べ方とか、学習しやすい方法をいろいろ工夫しながらやっているというのを、すごく感じて帰ってきたところ です。

子どもたちいろんな学習をしているのを見せてもらいながら、どうと言ったら、ここええとこやよというような話もしてくれました。どんなふうに

して来ているのと聞きましたところ、ほとんどが保護者の送り迎えということで、夜の7時から9時までとても忙しい時間帯なので、すごくこの「学びの里」に来るについては、保護者の方たちの協力にもあるんやなというのを感じたところでした。

特に中学校の教育体制がすごくいいということで、子どもたちを集めるのにも、募集するのにも、中学校はすごく親身になって関わってくれているというのをお聞きしたところでした。

保護者さんへのアンケートもとっているということで、その中には今まで家で教科書あんまり見たことなかったのに、家庭で学習する姿勢が見られるようになったとか、この月曜日来るためにきちんとその時間には、家にきちんとおるようになったとか、生活面でも規律正しい生活ができてきたんやわというようなアンケートも書かれていたそうです。

そういう中で本当に地域の方や学生さんたちの協力というのは大切やなと思いました。特に大学生なんかは、1、2年の時はいいけど、3、4年になると就職を控えて、だんだんその人数の確保が難しい。学生には君たちが辞める時には次の人を探してから辞めるんだよというような、お話もされているようですが、一番の悩みはその学習を教えてくれる大学生の確保というのが、一番の課題なんやというようなお話をされていました。

入塾費が3,000円ということなんですが、それできちんと運営のほうはできているのか、教えてほしいと思います。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 予算としましてなんですけども、まずは大学生や地域の方々への謝金をですね、国からの補助をいただきながらですね、72万円の予算で行っております。

それから、また社会福祉協議会の施設運営費とか保険料等を含めた、事務費用としましてですね、50万円の費用を町のほうから委託として支払いをしております。

町としましては、全部で127万5,000円の費用と、それから入塾費の3,000円、だいたい58名みえますので、だいたい32万円ほど入りますので、150万円ほどのですね、運営費の中でですね、運営をさせていただいております。運営についてはですね、今の状況の中では、昨年度から始まった事業でございまして、昨年度の中ではですね、運営がうまいことしているという状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 今この人数でやって、ちょうど金額的にもできていくのかなと思うんですが、なんかすごく人気が出てきて、どんどん増えていった場合、運営のほうはどんなふうに行っていくのか。また、そこも教えてほしいと思います。また、生徒の募集のことなんですが、「学びの里」についての説明なんかは、誰がどのように行っているのか、教えてほしいと思います。そこら辺の答弁をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 江議員の再質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） どんどん人数が増えた場合どうするのかということなんですけども、やはり先ほど江議員のほうから、学生の指導者のほうのですね、確保が非常に難しいという点がございまして、運営委員会の中ではですね、一応60名を1つの基準として考えております。それを超える場合は、ちょっとまたその時は抽選とかというのを、考えていかななくてはいけないということとなっております。

ただ、今年度につきましても、60名以下ということで、全員受け入れという形でさせていただいております。

それから、生徒の募集方法についてなんですけども、前期の募集につきましては、4月上旬にですね、全生徒に中学校の先生にちょっとお願いをしております。チラシまた申込書を配布をさせていただいております。それで中

学校のほうから回収をしていただいて、運営しております。

それから、後期につきましては、10月の中旬に同じように、中学校の先生にちょっとご足労をかけて、対応をしているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 以前から学力テストの部分でも、明和町の子どもたちの家庭での学習時間が少ないというのが指摘されておりましたので、この「学びの里」を通じて、保護者からのアンケートにもありましたように、家庭学習の時間が伸びていけばいいなというふうに思います。

ただ、定員が60名ということで、昨日も見せていただいて、これ以上増えると、子どもたちの居る場所というのも、もう1つ考えていかなくちゃいけないというの也被われておりましたので、良い場所でもありますし、静かで落ち着いてできる場所でもありますので、ここら辺また定員数に関しましても、これからも考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

子どもたち、新しい中学校も完成が間近になりました。子どもたちには、新しい校舎で今までできない体験と、たくさんの思い出を通じて成長してほってほしいと思います。

次の質問に移ります。

子ども食堂の持つ意味、期待するものについて、お尋ねします。明和町でも有志で運営する斎宮駅前にある「つどい」で、今年7月子ども食堂が始まりました。当日は30人を超える参加があり、保護者も含め楽しく過ごす姿が見られました。子どもの貧困対策でなく、誰が来てもいい、その場所には優しいまなざしのおばちゃんがいってくれました。

子ども食堂を始めてくれた、つどいの代表の新田さんにお話を伺いましたところ、以前から地域の子どもは地域で育てたいという思いがあり、そん

な折、社会福祉協議会からの協力の要請があり、メンバーと話し合っ
て開催につながったそうです。

その後、3回の開催と、毎週水曜日の定期開催をされたようです。保護
者さんの協力もよくなってきて、毎日5、6人の子どもがやってくるそう
です。

町長は公約の中に、子ども食堂をやっていききたいというお話を持たれて
いました。本来、国からの考えは、この子ども食堂については、貧困対策に
ついての子ども食堂であったと思いますが、その点は明和町の町長としては、
どんなふうな思いがあるのか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 貧困家庭の子どもさんだけでなくですね、すべて
の子どもたちが集える場ということで考えさせていただいております。その
中でも地域ぐるみでのですね、子どもたちの育ちを支援する場、それから年
配の方々が活躍できる場として、子ども食堂の取り組みが広がってくれば
という思いであります。

シニア世代の方々にとってはですね、ご自身の豊かな経験や知恵を活か
せる場にもなりますし、子どもたちにとっても、それらを知る機会にもなり
ます。また、子どものお父さんやお母さんや同世代の方々が関わってくださ
ればですね、子どもの世代、それから父親や母親の世代、それからおじい
ちゃん、おばあちゃんの世代といった、地域のさまざまな世代が交流できる場
にもなります。

地域の人と人とのつながりを促し、地域社会への関心を呼び戻すこと
にもつながると思っております。こういった取り組みが、住民同士の悩
み事の相談や災害などのいざという時の助け合い、お年寄りや子どもの孤立
の解消など、今後の地域づくりに大きな意味合いを持ってくるのではない
かと考えています。

何よりそこに集まる子どもの健やかな育ちのために、安心して過ごすこ

とができ、豊かな体験ができる、家庭や学校とは違った居場所になればとの
思いで、子ども食堂を考えているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 町長のお考えはわかりました。

よく言われる貧困対策ではなく、その地域の子どもたちを地域で育てていく
ための場所という形の考え方だと捉えさせていただきたいと思います。

私たちが小さい時は、どこに行ってもおじちゃん、おばちゃんがおって、
そこでおやつを簡単に食べて、そこで過ごすというのが、私たちの小さい頃
ではありました。でも、今は本当に田舎であれ、都会であれ、隣の子どもが
どこの子どもかわからないような地域になってきました。

この間、町長は10月に開催された敬老福祉大会でも、会場の住民さんた
ちに、子ども食堂への協力をお話されました。進めるにあたり、今後どのよ
うに進めていきたいと思っているのか、お答えください。食事は単にお腹を
いっぱいにするのではなく、そこで多くの人と一緒に食べることで、幸せを
感じ心も温かくなる。親以外の大人との出会いが、その中で丸ごと受け入れ
てくれる大人との信頼関係が生まれる。素敵な子どもの居場所だと思ってお
ります。

全国的にも食堂が広がりを見せています。ただ、今はほとんどが地域の
ボランティア任せでやっているのが現状です。やり始めて運営が行き詰まり、
辞めてしまったところも数多くあります。やってあげたいと思っている人た
ちは、どの地域にもおられると思います。その人たちの一步を踏み出すため
の支援は、どのように考えているのか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） まずはですね、子ども食堂という取り組みがある
ことをですね、知っていただき関心を持っていただく方、やってみようとい

う方を増やしていきたいというふうに思っております。老人クラブ、民生委員、保護司会、更生保護女性の会、母子寡夫福祉会、食生活改善推進協議会など、町には地域のために一生懸命に取り組んでくださっている方々がいらっしゃいます。また、そういった団体に属していらっしゃらない方でもですね、地域や子どもたちの育ちに関心を持っていただいている方がいらっしゃると思っています。

そうした方々に情報を発信して、担い手の発掘につなげることができればというふうに思っておるところです。一步踏み出すための支援をどうするのかということですが、まずは情報を発信して人材を掘り起こしていくことが必要だというふうに考えております。

そのためには、子ども食堂の取り組みを知っていただくことが大切ですので、12月21日には子ども食堂についての勉強会を開催させていただくところであり、関心のある方々がつながり、子ども食堂を始めるきっかけづくりになればと思っておるところです。

現在、立ち上がっているつどいの子ども食堂につきましては、取り組みの当初から明和町社会福祉協議会と町とが、住民の方々の打ち合わせの場に、足を運ばせていただき、協働で取り組みを進めてまいりました。例えば確保しにくい食材の提供について、スーパーや食品店への働きかけをさせていただいたり、ボランティアの派遣調整をしたり、学校との連絡調整をさせていただいたりしております。

既にやってみようかなと思ってみえる方から、お問い合わせ等もいただいております。情報提供等させてもいただいております。立ち上げるグループなどの事情に応じたですね、サポートを今後もやっていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江京子議員。

○13番（江 京子） まずは情報発信してもらおうところからというようなお答えだと思います。つどいのメンバーも話してくれましたけど、子どもたちの喜んでくれるのが、とても励みになるし嬉しい。ただ、ここは始めから拠点になるところがあり、協力体制もできているからこそやれたと思う。これから継続して行うためには、何らかの協力は要るのではないのでしょうか。新たに始めるためには、場所や始めるための運営資金、すべてボランティアでは行き詰まるのは目に見えていると思います。

やる以上は子どもたちにごっかりさせたくない、その辺りはどのように考えてみえるか、お答えください。他県の様子をみますと、社会福祉協議会との連携を含め、企業への社会貢献活動の呼びかけと、大人からの寄附、またきちんと予算づけをされた町もあると聞いています。活動はボランティアでも食事をつくるには、材料が必要になりさまざまな経費もかかります。良いことだからやってほしいでは難しいのではないのでしょうか。課題はたくさん出てくると思います。その点についてどのように考えてみえるか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 江議員がおっしゃるとおり継続して行くためには、資金とか人材の確保とか、そういったものが必要になってきます。大事になってくるのは地域の資源のつながりのネットワークであると考えています。

思いに共感してくださる人や事業所が、地域には必ずあると思います。そういう方々が出会い、つながっていくことで、助け合いのネットワークが形成され、人材や資金の確保につながっていくことも期待されます。そのつなぎ役としての支援していくことが、社会福祉協議会や町の役目の1つだというふうに考えております。

また、企業への地域貢献への協力を呼びかけたり、寄附金を募ったり、ボランティアの派遣調整をさせていただくことなども、社会福祉協議会や町

の支援の取り組みの1つではないかと考えております。いずれにしましても、運営を行っているグループなどの状況に応じまして、必要なサポートをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） たくさんのいろいろな支援の方法があると思いますが、やはりまずはかかる経費、お金の部分が大切になってくると思います。いろんなところへのご説明の中で、なんかお金は一切でないというようなお話をお聞きしたんですが、そこら辺は寄附やそういうのだけでは賄っていけない部分もたくさんあると思います。

やはり、やりたい気持ちはたくさんあっても、やりたい年齢の人たちは、やはり自分たち年金生活の人が多いと思います。そういう人たちに負担をかけないような方法も、町として考えていかななくてはいけないと思います。

10月10日の朝日新聞に、子ども食堂のこんな工夫の見出しがありました。運営に関しての前向きな提案が載っていました。例えば学習支援を加え存在感を増して、県から税制上、優遇措置のある公益財団法人に認定され、寄附額の倍増、運営もゆとりができるようになったとか、「大人食堂」をたまにはやって、「大人食堂」に来る大人からお金をいただき、寄附を募ったりして、それぞれそれを充てているようなお話をお聞きしました。

農林水産省が子ども食堂の運営者を対象にした運営上の課題をアンケートで聞いたところ、来てほしい子どもや親に来てもらうことが難しいというのが42.3%、これはやはり貧困対策として行っている子ども食堂が多いというところでの話だと思います。

その次にあがってきたのが、やっぱり運営費の確保が29.6%あります。今年、12月21日、もう今週の土曜日なんですけど、明和の里で開催される子ども食堂についての勉強会、私もぜひ参加したいと思っております。皆さんが

お知りになるのは、この12月21日は終わってしまっていると思いますが、放映されたのを見て、興味のある方は社会福祉協議会や明和町の福祉課のほうに、お問い合わせ願いたいと思って、このパネルをつくらせてもらいました。

やはりうちの地域でも、やりたいな、やりたいなというような声がたくさんあがってきています。でも、どんなふうにそれを始めたらいいのかというのはわからんというようなお話がありますので、是非こういうお勉強会、今回1回じゃなくって、また来年も更に続けていってほしいと思いますので、よろしく予算づけのほうもお願いいたします。

子どもたちの本当に健やかな成長を支えていくのには、やっぱり食事はすごく大切だと思います。よく心が荒れてしまっていた子どもたちの話を聞きますと、お腹が減るとやっぱり暴力的になるんや。そういうような話を聞きました。お腹がいっぱいになることでの幸福感というのは、すごく大切だと思いますので、これからもこの子ども食堂を通じた、子どもの居場所づくりをよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、この子ども食堂という名称なんですけど、また、明和町でももっといいネーミングのほうも考えていってほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2学期制について、お聞きしたいと思います。そもそも2学期制の導入の目的は、何だったのでしょうか。私もまだPTAの役員していた時、2学期制導入の詳しい説明もないまま、2学期制って何なんだろうという形で一気に幼稚園から中学校まで、3学期制から2学期制に変わってのを覚えていきます。

それまでゆとり教育が行われる中、授業時間が足らなくなり、2学期制になったとはお聞きしましたが、どういう導入の経過があったのか教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 今からちょうど17年前になろうかと思いますが、

そもそもは平成14年度から、学校週5日制や学習指導要領の改訂などを踏まえ、児童・生徒に時間的、そしてまた精神的なゆとりを確保して、感性豊かで決め細かな教育を行うことや、総合的な学習の時間や体験的な学習等の継続的な取り組みが必要とされ、授業時間数の確保及び学校での教育活動の充実を目指し、明和町におきましては、平成16年度から2学期制の導入をしてきたところです。

そしてまた平成30年、昨年から小学校で、また今年度から中学校で、特別の教科、道徳が始まりました。来年度からは外国語教育及びプログラミング教育の導入により、授業時間数の確保が必要となってくることから、2学期制が授業時間数の確保を行いやすいと、明和町のほうでは判断しております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） では、2学期制のメリットとデメリットについて、お聞きします。2学期制のメリット、デメリットはどんなものでしょうか。3学期制より授業時間が増やせるというふれこみから始まった2学期制ですが、全国的にまた元の3学期制に戻しているところが増えているのは何故でしょうか。教育長の思われる2学期制のメリット、デメリットは何でしょうか、お答えください。

今回も特に中学生の子どもを持つ保護者さんから、9月入学の海外ならともかく日本の季節に合わせて取り入れられていた、3学期制だったのに、メリハリがつかない。通知表をもらう回数が減り、テストの回数が減った分、テストの出題範囲が増えて勉強が大変になる。

3学期制の時の高校受験の内申は、4回の定期試験で評価されていたが、2学期制でたった2回の定期試験での評価になり、子どもがかわいそうだ。長期の夏休みの後の直ぐのテスト、きちんと夏休み前に、それまでの勉強し

てきたことへのテストが欲しいなどを聞いています。

教育委員会にはそういった意見は届いていないのか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） ご質問いただきました2学期制のメリットと、それからデメリットでございますが、まずメリットはやはり始業式や終業式の回数が、まず減るということによる短縮授業も減り、授業数の確保ができるということが1つございます。それからまた、通知表の回数が増えることより、教員に時間的な余裕ができます。その時間を児童・生徒の関わりや、授業準備などにゆとりができることも、次にあるのかなと思っております。

また、学期あたりの期間が長いと、さまざまな評価項目から評価を判断することができることから、きめ細かな評価ができることでございます。

それでもう一方、2学期制のデメリットでございますけれども、中学校では議員がおっしゃられましたように、定期テストの範囲が非常に広がるじゃないかという不安や、3年生での高校受験への評価が定期テストの回数が少ないことによる不安があげられます。

しかし、学校の対応として、単元テスト、そしてまた小テストの回数を多くして、きめ細かな評価を行っておるところです。また、3年生は夏休み前に実力テスト、そして中間テスト、小テストの結果を基に三者懇談を行い、きめ細かな対応もしてきておるところでございます。

更に後期の中間テストも含め評価しているため、デメリットとなるようなことはない判断しております。

小学校におきましては、単元ごとに確認をして評価をしていくために、支障なく評価ができております。学校運営、そしてまた児童・生徒への状況を各学校に確認しましたが、学校のほうからも2学期制が始まってから、15年ほど経過する中で、2学期制がまず定着していることが一番大きい。そしてまた落ち着いていくため2学期制での支障を感じることはありませんという回答をいただきました。

また、教育委員会へのこの2学期制に対する不安等の意見も、現在のところ伺っておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） もう導入から17年が経ってということですか。では、16年間始まって、2学期制についてのふりかえりとか、これからの今後の町としての考えをお聞きしたいと思います。少なくとも新しいことを始めたら、その事に対してのふりかえり、総括は必要だと思います。少なくとも全国的に10年以上続いた2学期制を、また3学期制に戻す動きが広まっているのには、何らかの理由はあると思います。

確か2学期制導入の時には、たくさんの教職員の方の反対もあったと聞いていました。やはり一番は子どもによって、良い制度なのかどうなのかを問い直す時期にきているのではないのでしょうか。少なくとも子どもたちの進む高校は、すべてが3学期制なので、今後どんなふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 県内の状況としましては、平成30年度では小学校353校中、70校が2学期制となっており、約20%が導入しております。2学期制を導入している市町、近隣が多いんですけども、松阪市、伊勢市、多気町、そして明和町となっております。

また、中学校では153校中25校が2学期制となっており、小学校と同様の導入市町となっております。

平成26年度から比較してみますと、三重県内でも江議員がおっしゃったとおり減少となっております。しかし、近年2学期制に対しまして、学校評議員の皆さん、それから保護者からのご意見をいただくことは学校からもなく、教育委員会としましては、2学期制がやはり定着しているということ。

それから2学期制にあった学校運営がうまくいっていると判断しております。更に先ほども申しあげましたように、30年度、31年度から道德の特別の教科道德、それが始まりましたし、来年度からもう既に全面実施はしておるんですが、外国語教育やプログラミング教育の導入により、授業数の確保が必要となることから、2学期制のほうが授業時間数の確保を行いやすいと考えております。

特に問題があるとすれば、学期途中で長期休業があるため、議員もおっしゃって見えましたが、なかなかメリハリがつきにくいところがあるのかなとは思いますが。ただ、定着した子どもたち、この2学期制が定着した子どもたちにとっては、特に問題はないのではないかなと考えております。ただし近隣市町の動向でありましたり、保護者からのご意見などで、状況の変化が出てくれば、当然検討していかなければならないのかなと、こちらとしては思っておるところです。

学校の状況、そしてまた子どもの様子を確認する上では、定着した2学期制を今は継続していきたいと考えているところではあります。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 教育長のお考えよくわかりました。導入時多く反対されていた先生からの意見もないということですが、少なくとも新しい制度が導入された場合、3年ごとぐらい振り返り、総括は必要だと思いますので、今後はそこら辺も考えていってほしいと思います。

子どもたちは本当に、中学校の校長先生にもお聞きしましたが、この子どもたちはもう生まれた時から2学期制やでなというようなお話を伺って、そうやなというふうにも思いました。子どもたちが本当に元気に通えるいい制度なら、それを続けていくのも大事だと思います。その上でも、いろんな問題を抱えた子ども、いろんな家庭の子どもがどんどん増えていくと思います。

そういう面も踏まえまして、この明和町が本当に近隣市町に比べたら、学習指導員の先生や加配の先生の人数が多くていいなと言われてはいますが、絶対この数は維持して欲しいと思いますので、その点を強く要望して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。前の時計で2時10分まで休憩いたします。

（午後 2時 00分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 10分）

11番 下井 清史 議員

○議長（北岡 泰） 4番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「小学校区の再編について」、「明和町防災の今後の取り組みについて」の2点であります。

下井清史議員、登壇願います。

○11番（下井 清史） 議長より登壇の許可を得ましたので、事前通告に基

づき、一般質問をさせていただきます。

本日は2つの質問をさせていただきますが、まず1つ目として小学校区の再編について、2つ目として、明和町防災の取り組みについて、以上2項目の質問をさせていただきます。

それでは、まず1つ目の小学校区再編について、お聞きいたします。

ようやく明和中学校も完成を控え、今月28日には内覧会も予定され、生徒たちまた保護者や地域の皆さまも楽しみにしていただいていることと思います。

新しくきれいな校舎で、これまでのように子どもたちが、学習やスポーツ等で活躍し、健やかに成長してくれることを願っている中で、明和町では小学校区の再編という、全町的に考えていかなければならない、大きな課題があります。

将来を見据え、子どもたちや保護者、また地域にとって大切な施設であるので、慎重かつ円滑に進めていっていただきたいのですが、先日の特別委員会でご報告をいただいた、今後の行政、教育委員会の進め方やお考えを改めてお聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 先ほど下井議員のほうから、今後の進め方や考え方をというご質問をいただきました。これまでの経緯も説明させていただきながらお答えしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず小学校区の検討につきましては、そもそも平成23年でございます。東日本大震災を機に、大淀小学校の津波からの影響や、竣工から60年が近づきつつある老朽化による耐力度の問題、及び中学校が竣工から60年を迎えつつある中、町では両学校の課題を検討するための会議、委員会が持たれました。これは平成24年度です。

明和町義務教育施設検討委員会を立ち上げたところです。その中では南海トラフ地震が発生した場合の津波浸水想定区域となる、大淀小学校を国道

23号線より南へ移転することが望ましいとの答申が提出されました。

さらに教育委員会での協議を重ね、建設場所によっては校区編制も視野に入れて考えていく必要が出てまいりました。そして、平成27年、大淀地区での保護者や地域の方々への説明会を実施したところでございます。計6地区のほうへお邪魔、説明にあがったところでございます。

災害面や老朽化による部分のみならず、移転場所によっては当然校区の編制も含めたまちづくりについても考えていく必要があるのではという質問であったり、それから具体的な構想、考え方を示し、意見交換の場を持ってもらえればという地域の皆さんからの要望、そしてまた宿題をいただくことになりました。

時を同じくして、町全体としては少子化による児童数の減が、非常に課題となってまいりました。大淀小学校の移転に伴う観点のみならず、少子化に対する対策も含めまして、まちづくりを含めた明和町小学校区全体の構想を検討することに至ってきました。

変遷からいきますと、大淀の改築の話から、大淀小学校建築に伴う校区の編制、そしてまた、少子化のことも考えていきますと、小学校全体での校区編制を考えていかなければならないというような形で、変遷を経てきております。

将来の人口推計、そしてまた学校の適正規模等の案件を多方面から検討、整理した結果、平成28年には業者に委託をし、「明和町小学校区制に関する調査検討業務」を作成いたしました。

その結果を受けて教育委員会としては、町内の小学校の校数が2校あるいは3校が望ましいという結果になりました。その後、耐用年数を迎える明和中学校の建築を推進する中、平成30年2月、小学校区検討委員会を開催し、先の検討業務や現在の小学校の課題をもとに、4名の学識者による専門的な立場から、私たちが考えていた考え方、検証とともに検討をしていただき、答申を受け取ったところでございます。

その答申では、子どもたちの安心・安全、そしてまた教育の公平性や地域コミュニティにも重点を置き、2校区案が提出されました。この答申を踏まえて、総合教育会議のほうに提出をし、そしてまた町としてもしっかり考えていかなければならないということで、明和町小学校区編制に係る基本計画を作成したところでございます。それが下井議員からいただきました、先週の特別委員会の中でもお知らせしたところでございます。

ただこの基本計画は案でありますので、この考えでいくという決定したものでもございました。今後はあくまでもこの基本計画案を、地域の皆さんにお示しをして、私たちこの町行政が考えておる考え方に対して、ご意見をいただく場を設けていきたいと考えております。

年明けの1月後半から、各地域、校区へ回る予定でおります。貴重なご意見をいただきたく思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。とりあえず1月から3月まで、各6地区、場所については十数箇所を考えておるところでございます。3月までにこの考えに対しましてのご意見をいただく場として、その後もまた持ち帰り、それでまた来年度になってくるかと思いますが、ご意見を集約して、何か活かせるものはないか、検討してまた2回目、3回目の会をもって、案を持って、各地域へ回らせていただくような格好になろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

下井議員、再質問はございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 留めるようではございますが、先ほどの答弁ですと、あくまで地域や保護者また子どもたちの意見を集約、反映して進めていっていただくということでよろしいのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 今後は先ほどご説明させていただきましたように、この考えをもって、また地域の方からもご意見もいただけるのかなと思いま

すので、私たちのこの基本方針に関するご意見をいただく中で、また検討せんらん部分はしっかり検討していかなければならないと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

下井議員、再質問はございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 町民の皆さまの意見を第一にさせていただきよう、よろしくお願いいたしまして、次の質問をさせていただきます。

小学校は子どもたちの教育施設というのは第一で当然のことですが、地域にとっても生活の中心の場でもあり、コミュニティの柱として、地元で愛されており、災害時の避難施設としても、大きな役割を果たしております。

先ほど答弁いただいたように、2校区案で進めていくと、現在、大淀、下御糸、上御糸の3校の校舎が残ります。

今年の4月になりひら保育所、双葉幼稚園、旭ヶ丘幼稚園は廃園となっておりますが、これまでの間だけでも、草が生い茂り、管理もされておらず、地域コミュニティの場としても、ほぼ機能していないのが現状です。

保育所、幼稚園でこの状態なので、小学校ともなると規模が違いますし、また過疎化にも拍車に係るのではと心配する声も、よく聞かせていただきます。再編後、小学校のその後の管理について、特別委員会でもいただいた説明では、漠然さを感じ不安なので、改めてかつ具体的に残った校舎の役割や維持管理に対するお考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 今いただいたご質問でございますけれども、その答弁でございますけれども、統合後の校舎を含む土地につきましては、津波浸水想定区域に入っている学校では、校舎は津波避難タワーの機能を持たせるため、校舎の高さを維持し、有事の際には利用できるように考えております。

また、グラウンドにつきましては、地域コミュニティを維持していく場

としての活用方法を、地域の方々とともに考えていきたいと思っております。

津波浸水想定区域外の学校につきましては、校舎を含め活用方法を検討し、地域コミュニティの場として活用するのか、それとも何らかの収入源として活用できるのか、方策はさまざまあると思われませんが、少子高齢化が今後も進んでいく中、地域の方々とお互いに知恵を出し合い、それぞれの地域の活性化に結びつくものにできればと考えております。

なお、活用方法によっては草木の維持管理も必要とはなっておりますが、行政と地域で互いに適正な維持管理を図っていく上で、互いの知恵を出しながら、解決方法を探っていきたいと考えております。

また、ご指摘をいただいている廃園した幼稚園、保育所の管理状況につきまして、ご説明を申し上げます。

まず旧なりひら保育所に関しましては、観光公社が現在常駐しており、地域の方が折りを見て、率先して草引きをしていただいております。ごいまして、大変ありがたい状況でございます。

旧双葉幼稚園は、現在、園庭の開放を実施しております。草の状況を見て草刈りをしておられるところでございます。また、旧旭ヶ丘幼稚園につきましては、将来健康あゆみ課により児童の発達支援に関わる業務に使用する予定も見込まれてはおりますが、園庭のみならず駐車場の草の状況を見て、管理をしております。

いずれの場所も特に夏場から秋にかけて草が伸びるため、ご覧いただく時期によりましては、管理されていないと思われることもあるかもしれませんが、町としましては地元の方々のご協力もいただきながら、自らも草刈りを実施しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 今後より適切な管理をしていただきますよう、よろ

しくお願いいたします。財政が厳しい中、今、新しい小学校を建設することにも無理を感じます。特別委員会で町長は、PPPやPFI方式での整備の可能性も示唆しておられましたが、この国の少子高齢化が進む現状において、特に地方の小さい自治体である明和町に対し、利益優先の民間業者が協力していただけるかどうか不透明です。

説明のように、2校区案で進めていくと、おそらく新校舎には最低でも30億円ほどのお金が必要になってくるのではと感じます。起債を増やし基金もない状況を鑑みますと、人件費や維持管理費等の年間に必要な費用は、これまで同様にかかってくると思いますが、もう少し基金がたまり起債の状況を見つつ、現状6校区のままではどうか。また、2校区案とのさまざまな比較などのシミュレーションはされているのか、お聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 町の財政状況につきましては、大変本当に厳しいものでございますけれども、6月の全員協議会において、総務課が告示したように、今後の小学校建設には当然のように大きな影響がございます。しかしながら、明和町義務教育施設検討委員会を立ち上げから、もう7年から8年を迎え、特に大淀小学校においては、5年後、令和6年には竣工から60年を迎えようとしておる現状がございます。

このことから、老朽化した校舎や海岸沿いといった立地条件のため、できるだけ早急に津波浸水などのハザード区域から遠ざけることが必要だと考えております。

今後は地域の皆さまのご理解をいただく中で、できるだけ早期に統合した小学校を建設することが、私たち行政の大きな責任だとも思いますし、使命であるとも考えております。

したがって、財政状況が整うまで、このまま6校でという選択肢は、今の基本方針案の中では盛り込んでおりません。厳しい財政状況の中ではございますが、小学校建設に伴う小学校統合建設は、進めていかなければなら

ないと考えております。

一方その事業計画を進めていくためには、やっぱりどうしても財政状況を再生するための策、それは行政一丸となり、行財政改革を更に進めていかなければならないとも考えております。また、建設整備を進めるにあたって、先ほど議員からもおっしゃいましたけれども、PPPやPFI方式での施設整備等の方法も模索していく必要があると思います。

明和町でも、こうした方式が活用できないかどうかも含めて、研究していかなければなりません。また、現状の6校区のままではどうか。また2校区案とのさまざまな比較などもシミュレーションはされてきているのかというご質問をいただきました。

当然のようにさまざまな角度から検討してまいりました。小学校が町内に6校存在するのと、統合していくのとでは後々の維持管理につきましては、ハード面や運営面など、あらゆる方面、それは人件費であり、光熱水費等もありますし、あらゆる物件費などを含めていきますと、統合したほうがコストダウンには結びつくとは考えております。

さらに海岸沿いの学校を残しながら、統合せずに各校が約20年後に60年を迎えた時点では、残りの5校の建て替えが継続的に発生してまいります。財政的に非常に厳しい状況に陥る可能性が、十分あるのかなとは思いますが。因みに大淀小学校の竣工が昭和39年、そして令和20年頃を迎える頃には、竣工昭和52年の上御糸小学校、53年の斎宮小学校、それから55年が明星小学校、そして59年が修正小学校、そして61年が下御糸小学校となっています。

令和20年頃から残りの5校となりますと、本当に継続的にすごい出費が重なってくるのではないかと、たやすく予想できるところでございます。また、現在の小学校6校のうち3校は既に単独学級であります。そして、その中には複式学級が1校ございます。学校教育のやはり公共性、そしてまた文部科学省や県が推奨する適正規模学級数を踏まえると、現状の6校区のまま継続するのは学校運営上からも、そしてまた子どもたち、そしてまた保護者

の不安も考えると、大変その辺りは厳しいものがあるのではないかと考えております。

災害から子どもたちを守るためにも、そしてまた、教育の公平性から考えても、そしてまた私たち教育行政からいきますと、学校の平準化を進めていくことから、やはり統合を進めていくことが重要であると考えておる次第です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 先ほどの教育長からの答弁はわかりました。教育上という面では統合というのはすごくわかりやすい部分もあるんですが、先ほども言いました小学校というのは、コミュニティの場でもあり、避難施設という大きな役割も果たしておると思います。

その部分についてですね、町長のほうから統合するというので、そういった部分の補いが果たしてできているのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 小学校がですね、地域コミュニティの核となって機能してきたというのは、当然今までの事でわかっております。

その事は認識しておるところなんですけども、やはり先ほど教育長からありましたけども、子どもたちにとって、どういう教育をしていくべきかという部分が一番ある中で、その中で少子化の影響も踏まえながらですね、やはり適正規模の学校をつくっていくというのが、やはり求めてられておると。

それで場所につきましては、やはり津波とかの懸念があるところから、やはり出していけないと、何かあった時に、有事にやっぱり事前に備えていくというのが、やはり我々のとっていきべき手段なのかなというふうに思っております。

そうした中で学校の統合については、考えていくという形になります。しかしながら、跡地につきましては、当然先ほども申し上げましたけども、防災の拠点としての機能も持たさないと、いけないと思っておりますし、また、やはり子どもたちが、平素は違う場所に行くことになってしまってもですね、やはり土日とかはですね、子どもたちが戻ってくるような、例えばまた地域の方々とも相談の上ですけども、公園で例えば子どもたちが集える場、親子で遊んでもらえる場とかですね、そういったものを整備していく中で、子どもたちがそこで集える場というのもですね、考えていければなというふうに思っています。

ただ、地域の方がどのような形で、また言われるかというのがありますので、ご意見も伺いながら、そういったものを整備した中で、コミュニティの維持というのもですね、やはり大切だというふうに思っております。いろいろな文化、大変素晴らしい文化を持っておりますので、その文化を生かしていくような形で支援をしていくことも、考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） これまで学校建設計画をしっかりと進めてこなかったつけが、今になって厳しい状況になってきているという現状において、将来の計画を今から始めなければなりません。果たしてどこまできちんとシミュレーションされたのかわかりませんが、学校建設は鉄筋コンクリート建築で、耐用年数60年しか駄目だということはないので、鉄骨づくりや木造建築とのコストを比較、また維持管理費や人件費など、各地区へ説明に入る時、また特別委員会へ詳しい比較シミュレーションのわかりやすい資料を出していただくことを強く要望いたします。

また、重ねて一番の主演である子どもたちの意見、特に中学生や小学校

高学年の生徒・児童がどのように思っているのかも、一度聞いていただくことをお願いいたしまして、次の質問をさせていただきます。

昨今の建築技術は進んでおり、構造体がコンクリートかどうかより適正な設計、施工がなされ、きちんとメンテナンスをすれば木造でも、長寿命化ができます。小学校はコンクリート校舎で建てなければならないということではないので、柔軟な考えのもと、仮にですが、津波浸水区域にある大淀、下御糸の2校については、生徒数を考えた中で、地元に盛り土をした安価で丈夫な木造校舎を設計することも選択肢の1つとしてあると思います。が、いかがですか。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） ただいまの質問で、議員がおっしゃいますとおり近年の建築技術の進化は目を見張るものがございまして、躯体は必ずしも鉄筋コンクリートづくりでなければならないといったものではなく、比較的安価な鉄骨づくりなどでも対応はできると考えております。

建築にかかる基本構想の段階におきましては、この統合する学校の建設に向かう段階におきましては、どのような方法で建設を進めていくのか。また財政状況の厳しいおり、財政支出の方法についても、どうしていくのかといったさまざまな方法を探っていきたいと考えております。

なお構想から建設までに時間がかからないことや、安価で維持管理もしやすいなどといった、さまざまな条件を勘案しまして、検討をしていかなければならないと考えております。ただし建設場所に関しましては、大淀、下御糸の各小学校は津波想定浸水区域に建つだけではなく、下御糸・上御糸の両小学校は櫛田川の河川洪水浸水の想定区域となっていることから、あらゆるハザード区域から子どもたちを守るため、また行政としてのリスク回避を進めるためにも、統合を進めるものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 小学校は子どもたちにとって大切な施設です。まずは子どもたちの安心・安全を守り、子どもたち、保護者、地域の方々の意見をしっかり反映していただき、かつ費用面も含め無駄のないよう最善の取り組みをしていただくことをお願いいたしまして、次の質問へ移ります。

では2つ目、明和町防災の今後の取り組みについて、お伺いいたします。このたび町長は機構改革を進める中で、これまでの防災企画課を防災と企画に分け、企画はまちづくり戦略課と1つの課になり、防災は総務防災の中に組み込まれる形を提案されました。

防災というのは、読んで字のごとく災害から町民の皆さまの生命・財産を守る大切な位置づけであり、近年の異常気象によるゲリラ豪雨や大型台風、また南海トラフ地震なども近い将来あるとされている中において、大変重要な位置づけになってくるかと思えます。そのような中において、どのような思いでこのような提案をされたのかお伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 議員おっしゃいますとおり、このたびの機構改革の中で、今までの防災企画課の企画部門と防災部門を分け、企画部門をまちづくり戦略課に、防災部門を総務部門と合わせた総務防災課として、提案をさせていただいておるところです。

まちづくり戦略課としましたのは、今後まちづくりに今まで以上に積極的に取り組んでいきたいという思いから、1つの課として設置することとしておるところです。防災に関しましては、議員も言われましたけれども、大型台風による防災対策や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた、防災対策は今までもそうでしたが、これからも重要であると考えています。

その中で総務と防災を1つの課といたしましたのは、災害対策本部の体制と災害対応時の職員動員体制等を考慮した上のものであります。今までの

防災企画課から総務防災課に組織変更することにはなりますが、今までの防災対策が低下するということではなく、今までどおり取り組んでまいりたいというふうに思っておるところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 町民の皆さまの生命・財産を守る重要な位置づけである防災なので、今までどおりでなく、今まで以上にしっかりと進めていくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

防災懇談会などで、自助・共助・公助で、まず大切なのは自助なので、日頃から各家庭で防災を心がけ、可能な限りの準備をしてくださいということを、行政からよくお聞きいたします。そのことは理解できますが、それが住民の皆さんに周知されていないならばなりません。

現状として防災懇談会へ参加されるのは、地域を代表される方たちで、その方たちに住民の皆さんに周知してくださいと任せていては、本当の意味での周知はされていないのではと感じますが、いかがでしょうか。毎年、内容を変えるだけの懇談会は、それほど効果がないように感じているので、今後抜本的な見直しが必要かと思いますが、お考えをお聞かせください。また、現在6基目の根倉・行部津波避難タワーを建設されておりますが、避難タワーの建設前の説明会や懇談会では、規模や場所など決定後の報告の場というように感じたので、地元が大変混乱いたしました。

今後はそのようなことのないよう、早め早めの対応も合わせてお願いしたいのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 失礼いたします。

地域防災懇談会に関してのご質問でございますが、地域防災懇談会は自治会長、民生委員、自主防災組織、消防団、小学校、幼稚園、保育所、こど

も園、老人会、防災関係団体等の代表者の方にお集まりをいただき、特に共助の視点で実施をしてまいりました。

地域防災懇談会の内容が地域の皆さまに伝わっていないのではないかと
いうご質問でございますが、地域防災懇談会では、平成25年度には大淀地区
と下御糸地区で、「My まっぷラン」を各世帯で作成していただくよう取り
組んでいただいております。

また、29年度には地域防災懇談会で避難所運営マニュアルの作成に取り
組んでいただいたところで、南海トラフ地震と大規模災害時の避難所運営は、
地域の皆さんや避難所の皆さんで、お願いをしなければならないといったこ
とで、地域防災懇談会でご議論をいただき、住民への周知も必要というご意
見をいただいたところでございまして、避難所運営マニュアルについては、
町のホームページで公開するとともに、概略版を作成し、当時全戸配布をさ
せていただいて、周知を図ったところでございます。

平成28年度と30年度には、世帯台帳の作成を自治会で取り組んでいただ
くよう説明も加えながら取り組んでまいりました。世帯台帳は各世帯の情報
を自治会で管理をしていただき、災害発生時に迅速に安否確認や人命救助を
行うことができるよう取り組んでいただくということを、ご提案させていた
だいでいるところでございます。

地域防災懇談会の内容については、住民の皆さまに広げていただきたい
ところは広げていただくということで、お願いをしておるところであります
が、町が周知すべきところは、町が住民の皆さんに周知を図っておる
ところ
であります。

懇談会の内容につきましては、懇談会で意見を伺い検討し進めており、
より効果のあるものをテーマにしているところでありまして、この地域防災
懇談会は継続していくというところに意義があるというふうに考えておりま
す。意見を伺いながら引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えてお
ります。

町から住民の皆さんへの周知に関しましては、防災行政無線で行政放送の後、防災に関する放送をさせていただいております。また、公民館講座、自治会、各種団体等から講座等のご相談をいただきましたら、防災企画課や防災訓練センター等で対応をさせていただいているところでもございます。

また、本年度防災マップの更新に取り組んでいるところでございまして、年度内に完成することとなっております。完成をいたしましたら、全戸配布を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

1点、津波避難タワーの説明に関しまして、ご質問をいただきました。津波避難タワーの整備に関しましては、地域防災懇談会の場で規模や大まかな場所等、考え方についてご説明し、ご意見を伺いました。正確な場所につきましては、デリケートな部分もありましたので、町で決め、皆さんに説明をさせていただきました。

町の事業を進める上では、事業の性質上やむを得ない場合もありますが、可能な範囲で早めに対応するよう努めておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） これまでは私の主観として、一方的かつ事務的に進めているように感じたので、このような質問をさせていただいております。先ほど言われた広報に載せたからとか、防災マップを作成し配布したからで済ませるのではなく、例えば地元ボランティアの方をお願いして、公立、民間問わず各保育所、幼稚園、こども園などでお迎えにくる保護者に、一対一で一言添えた資料の配布なんかを実施しても、多少の効果はあるかと思えますので、どうしたら興味を持っていただけるのかなど、今後も攻めの取り組みをお願いいたします。

では、次に防災アドバイザーの質問をさせていただきます。明和町の現在の防災アドバイザーは、三重大学の川口准教授にお願いをしておりますが、災害は突発化また多様化しており、今後はさまざまな見地からの意見も必要になってくるかと思われま。

医療的な見地、また災害時の心のケアなど、今後より多様で専門的なアドバイザーに参加していただくというようなことは考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） ご質問の件につきましてですが、医療に関する事、心のケアに関する事、または実際に被災地で活動された方など、いろいろな分野での講師のご要望がございましたら、その都度ご相談いただければというふうに考えております。その都度、検討し対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） わかりました。では、よろしくお願ひします。

私は大淀に住んでおり、小学校も津波浸水区域にあり、耐用年数も迫ってきている中で、地元の若い方からお年寄りまで、いろんな方と校区編制、校区再編に対する思いや要望を話し、防災についての心配の声など聞かせていただいています。

大淀小学校を残してほしいという意見、また再編も仕方なしという双方の意見があり、他の校区でも同じ声があるかとは思いますが、しっかりと町民の皆さまの意見を聞き反映していただきたいと思ひます。

そして、町民の皆さまが20年、30年後もこの明和町に住んでいたいと思ひえるまちづくりをしていってください。

また、防災についても、町民の皆さまの生命と財産を守るために、今の

明和町の防災施策に足りないところはどこか、常に考えていただき、町民視線での取り組みを進めていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、下井清史議員の一般質問を終わります。

14番 中井 啓悟 議員

○議長（北岡 泰） 5番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「合特法に係る明和町のし尿処理の現状について」の1点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

○14番（中井 啓悟） 登壇の許可をいただきましたので、通告に基づき質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

個人住宅設置浄化槽、また町施設の浄化槽において、保守点検及びし尿汚泥処理料や対応面などについて、これまで3回ほど質問させていただき、同時にお願いもしてまいりました。

その内容は個人住宅、町施設問わず浄化槽の清掃、収集、運搬料金が他市町と比較して高いのではないかと。また個人住宅の夜間、土日対応をしていただきたい旨のものでしたが、その後、進捗があまり感じられないので、4度目の質問をさせていただきます。

大きく2つに分けて聞かせていただきたいと思いますが、1つ目として、これまでの質問でいただいた答弁の進捗について、2つ目として、明和町合理化計画の対応についての2点をお聞きいたします。

それでは、1点目、これまでの質問でいただいた答弁の進捗について、質問させていただきます。

まず平成27年12月議会で、町の新しい施設、みょうじょうこども園や笹

笹処理場の浄化槽保守点検業務を複数の業者から見積りを取り、価格を下げる取り組みをしていくとの町長の答弁をいただきましたが、その後どのような取り組みをしてきたのか、お聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 今回、中井議員から合特法にかかる明和町のし尿処理の現状について、ご質問を受けました。過去には、平成27年の9月議会、12月議会、そして平成30年の3月議会の3回にわたり、ご質問を受けたと承知しております。

今回は、その質問内容についての進捗及び合理化計画の内容の精査について、ご答弁をさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

では、今ご質問のありました町の新しい施設、みょうじょうこども園や笹処理場の浄化槽保守点検業務を複数の業者から見積りを取り、価格を下げることに取り組むと答弁をさせていただいた件につきまして、その後どのように取り組んだかを担当課長のほうから回答をさせていただきたいと思ます。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

では、町の新しい施設の業務委託の発注状況について、ご説明をさせていただきます。

まずみょうじょうこども園の浄化槽の保守点検業務でございます。平成27年度は、特命随契で業務委託を行っていましたが、平成28年度からは3業者より見積りを徴収し、最低価格業者と契約をさせていただいております。

また、新たに斎宮きららの森につきましても、平成30年度より浄化槽点検を行い、同様の方法で2社より見積り徴取を行っているところでございます。

次に、笹処理場の浄化槽保守点検業務委託につきまして、平成26年度

から供用開始させていただいておりまして、3業者から見積りを徴取し、契約を締結しているところでございます。

特に笹笛処理場は浄化槽とはいえ、下水道の処理場の規模を有し、500人以上の管理を行う浄化槽管理技術士、また電気機械等の資格を有する業者より見積りを徴取させていただいておるような状況でございます。

今後、見積り業者を増やすなど、より安価に契約できるようにさせていただきたいと考えておるような次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井啓悟議員。

○14番（中井 啓悟） わかりました。さまざまは努力はしていただいているとは思いますが、やはり結果として、金額を下げていただきたいので、施設ごとで業務可能な業者の選定方法の見直しなんかを、今後の取り組みを期待をお願いをしておきます。

それでは、次の質問に移ります。

平成30年3月議会、またそれ以前からも個人住宅の夜間、土日の電話対応と、松阪清掃センターが開いている奇数土曜日の清掃対応、し尿汚泥処理費用を下げただけでないかというお願いをしてきました。

当時の答弁で、サービス面については、緊急時には迅速かつ弾力的な対応を、より効果的、安定的な体制整備を検討していく。価格は現状維持という内容でした。結果しても、何も変わっていないのが現状ですが、継続して事業者と検討していただけるということでしたので、平成30年3月議会以降、許可業者と何度話し合いをして、どのような内容だったのか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 中井議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 平成30年3月の議会におきまして、一般質問におきまして、夜間や土日、祝祭日の対応については、基本的には松阪広域衛

生組合が開いている時間でないと、収集したし尿等が持ち込めないこと、また奇数の土曜日だけ衛生センターが営業しておりますが、需要が少なく、合理化による従業員の削減を進める中で、業務を行うことは体制的に難しいと回答させていただいたところでございます。

緊急時の対応につきましては、迅速な対応また弾力的な対応ができるよう、行政と連絡体制を整えておりますが、今後とも効率的な安定的な体制整備を検討していきたいと、お答えをさせていただいたと考えております。

その中で、住民さんからトイレが流れないというふうな連絡があった場合につきまして、そういう場合でございますが、下水道区域、浄化槽、汲み取りと分けて、簡易的でございますが、そういうようなマニュアルをつくらせていただきまして、業者と協議をさせていただいているところでございます。

料金等についてのお答えをさせていただきたいと思っております。現町長就任後、町長単独で1回、副町長単独で3回、町長・副町長同時に2回、許可業者と料金につきまして、協議を実施させていただいております。最近では、11月29日の金曜日にも、町長、副町長、許可業者の社長、専務と協議を行わせていただいたところでございます。

内容面につきましては、価格面で協議を行い、本年度末が許可の更新時期にあたるため、来年度以降の料金について、協議をさせていただいたようなところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井議員。

○14番（中井 啓悟） 料金については何度も協議をしていただいて、6回ほどですか、協議をしていただいているようですので、次の質問でも触れますので、対応面についてお聞きいたします。

先ほどの答弁では、許可業者との間でマニュアルを共有しているとのこ

とですけれども、夜間の対応はどこにすればいいのか、トイレが詰まった時はどこか、こんな時は許可業者、こういう時は町やということをしてですね、町民の皆さんの中にはわからない方もみえるかと思えます。

そのマニュアルがしっかりと機能して、町民の皆さまが困ることなく、スムーズな対応ができていますのかどうかをお聞きいたしたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 中井議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

今回、簡易的なマニュアルを作成させていただいた経過につきましては、今、言われておりますように、トイレが流れないというふうなことで、住民さんから幾度か、なんていうんですか、対応の電話をいただいたことが、策定をさせていただいた現状になっております。

現在、町におきましては、公共下水道、そして農業集落排水、合併浄化槽、単独浄化槽、し尿の汲み取り、これにおいてトイレが処理をされているというふうに考えております。

一概にトイレの何が詰まっているのかということになってまいりますと、何かが詰まって流れないのか、また下水道の設備において不備があるのか。そういう状況によっていろいろな対応ができてくると思えます。ものが詰まっているだけでは、なかなか今、許可をさせていただいておる許可業者では対応できません。また、浄化槽のブロア等の故障というふうな問題につきましても、浄化槽の保守点検業者と許可業者とは、同一であるということは、今のところいえない状況でございます。

し尿が溢れているというようなことになってまいりますと、これは許可業者の対応になるかというふうに考えておるようなところではございます。これを仕分けさせていただくために、作成をさせていただいたものでございます。

町に連絡があった場合については、その対応に基づいて判断をさせていただいております。そして今、議員から申されました住民に対しての周知、こちらちょっと怠っております。広報等におきまして、遅ればせながら周知

をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井議員。

○14番（中井 啓悟） わかりました。今後しっかりと周知をしていただいでですね、トラブルが生じた際に、町民の皆さまが即座に判断ができて、その後スムーズな対応ができるように、町、許可業者に限らず関係事業者との連絡を密にさせていただくことをお願ひして、次の質問をさせていただきます。

個人住宅の浄化槽汚泥処理の価格についても、見直しをお願ひしてきましたが、それについて何点かお聞きします。そもそもし尿処理の第一義的責任は行政にあり、合特法も踏まえた中で、浄化槽し尿汚泥処理の価格設定をする際にも、一定の責任が伴うものかと思ひます。

その中で4つほど質問させていただきたいのですが、1つ目として、競争原理が働いて、明和町より安い他市町の許可業者の処理件数や経営状況も参考にしているのか。

2つ目、明和町の許可業者の経営状況や業績、また地理的状況などを基に設定しているのか。

3つ目、町施設の処理費用について、当初 $t / 1$ 万5,000円だった価格が、 $t / 1$ 万3,000円に値下がりした経緯と算出根拠、また現在の価格 $t / 1$ 万5,000円に値上がりした経緯と算出根拠はどんなだったのか。

4点目、最後の4点目です。平成30年3月議会で他市町より1万円ほど高いと町長が答弁されていますが、価格設定には行政はどこまで関わって、また行政意見は反映されているのか。どこまで把握しているのかをお聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 中井議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 今、4点につきまして、ご質問いただいたとこ

ろでございます。順次ご回答させていただきたいと思っております。

まず1点目、まず競争原理が働いて、明和町より安い他市町の許可業者の処理件数や経営状況を参考にして対応しているのかということでございます。一般廃棄物の許可に係る業務につきましては、基本、競争原理は働かないものということで認識しております。

現状といたしまして、近隣市町村では許可業者には区域割を行い、競争原理が働かないようにしているような状況でございます。ただ、近隣の松阪市におきましては、区域割は実施せず、価格面において安価になっているものというふうに考えさせていただいております。

本年6月には、近隣の市町を訪問させていただきまして、各価格を確認させていただいたところでございます。その資料に基づき許可業者と価格について、協議を実施させていただいております。

2番目といたしまして、明和町の許可業者の経営状況や業績、また地理的条件などを基に設定しているのかについてでございます。経営状況や業績につきましては、過去3年分の決算報告書、貸借対照表、損益計算書等を確認を行わせていただいております。

売上金額といたしましては、3年間大きな変動はなく、また純利益についても大きな変動はないものと確認させていただいております。

次に、地理的条件ですが、明和町には狭いところもあり、2t車が入りかねるところもございます。また、3t車等が横付けできる場所もございます。また、松阪地域広域衛生組合への輸送距離につきましても、松阪よりの自治会と伊勢よりの山手の自治会におきましては、搬送距離にも差があるような状況でございます。ただ、料金に差をつけるのではなく、本来行政の固有事務であり、料金に差をつけることは好ましくないという状況の中、明和町一円の価格設定とさせていただいております。

続きまして、3番、町施設の処理費用についてでございます。当初、tあたり1万5,000円だった価格が、tあたり1万3,000円に値上がりした経過

と算出根拠、また現在 t あたり 1 万 5,000 円に値上げした経過と算出根拠は、どうなっているかということに対してのご質問でございます。

町の施設につきましては、昨年 t あたり 1 万 4,000 円で契約をさせていただいておりました。本年の料金を決める協議の中で、昨年度より単価につきましては、減額をお願いさせていただいたところでございます。ただ、協議はこの合意には至らなかったところございまして、運搬料金の上限でございます 1 万 5,000 円で契約をさせていただいたところでございます。

その後、理事者と許可業者の協議に基づき、1 万 3,000 円での単価で、現在契約をさせていただいているものでございます。また、現行単価の 1 万 5,000 円につきましては、平成 24 年度許可業者からの申し出に基づき、近隣市町村の単価を基にはじき出した価格となっていると考えております。

続きまして、4 番目、平成 30 年 3 月議会におきまして、他市町より 1 万円程度高いと町長が答弁したということで、価格設定について行政はどこまで関わっているのか。また行政意見は反映されているのかということについて、ご回答させていただきたいと思っております。

まず当時、中井町長が他市町より 1 万円高いと申させていただいたのは、浄化槽の清掃の回数によるものと考えさせていただきます。法的には年 1 回清掃、汚泥の引き抜きをするように決められているわけですが、実際、家族の人数も少なく、水の使用料も少ないような家庭におきましては、いかなるものかということの中で、回答させていただいたというふうに考えております。

次に、価格設定でございますが、町の許可を得て業を行うため、単価については、町の許可が必要となります。先ほど申させていただきましたように、来年度以降の単価につきましては、随時協議を行っておるところでございます。

町といたしまして、町が直営でこのし尿汲み取り、浄化槽の清掃をした場合、どのような価格になるのかということで、一度試算をさせていただき

ました。概ね1万5,000円という単価を算出させていただいたところがございます。これを基に実勢価格に基づき、今後も協議を進めていきたいというふうに考えておるような次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井議員。

○14番（中井 啓悟） まず、1つ目の質問の答弁ですけれども、業務で競争原理は働かないとのことですけれども、現に松阪市は競争原理が働いて、安価になっております。不可能ではないはずなので、これも1つの案として提案させていただいているものでございます。

また、他市町の価格も確認していただいたことなんですけれども、これは明和町のように競争原理が働いていない市町を調べていただいたと思うので、その結果はどうだったのかお聞きいたします。

次に、2つ目の質問で、町内の地理的な個々の差ではなくですね、地理的な価格の個々の差ではなく、松阪清掃センターまでの距離や経営状況を勘案しての設定なのかということをお聞きしたつもりでございます。

3つ目の質問については、現在t 1万3,000円で契約しているということで、理解させていただきました。

最後の4つ目なんですけれども、ちょっとわかりにくかったんですけれども、水の使用料や家族の人数により、差が出るということなんですけれども、そのように受け止めたんですけれども、では実際に明和町において、その価格差というのはしっかり出ているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 中井議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） まず第1点目の競争原理が働いていない市町村の状況ということにつきまして、ご報告させていただきたいと思っております。こちらは先ほど申させていただきました、自分らで一緒に聞かさせていただいたような状況でございます。近隣で申させていただきますと、伊勢市、そし

て多気町、大台町、度会町におきしては、明和町と大きな価格差はなかったというふうに考えさせていただいております。ただ、近隣でございます玉城町におきましては、松阪市を下回るような単価設定がなされたというふうに認識しております。

当時玉城町の担当の職員に聞かせていただいたところによりますと、玉城町といたしましては、公共下水道事業がほぼ終了しておりまして、この浄化槽の清掃、収集運搬に、その許可業者が重きをおいていないというような状況の中で、こういう単価設定になっているということで、聞かせていただいたような状況でございます。

続きまして、2点目でございます。こちら先ほど試みの計算ということの中で、1回1万5,000円ということを経営させていただいたということで、ご報告させていただいたところでございます。これに基づき計算させていただいておりますのは、1日あたりの搬入回数、何回運べるか、そして1日あたり車両がどれだけ動いて、燃料費ということの中で、算出をさせていただきまして、原価計算に基づいて今後協議をさせていただきたいというように考えた次第でございます。

4点目のご質問でございます。水の使用料、家族人数において価格差が生じているかのご質問でございますが、先ほど申させていただきましたように、法では年1回の浄化槽の清掃汚泥の引抜きが決まっているということの中で、価格差については生じていないものというふうに考えてさせていただいたような次第でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井議員。

○14番（中井 啓悟） 競争原理が働いていない市町でも、明和町とあまり価格は変わらなかったというふうに受け止めたんですけども、私が調べた5

年ほど前のデータではですね、明和町より高い近隣市町はありませんでした。加えて他市町の1社あたりの受け持つ浄化槽数が、多くて2,000件、明和町では当時1社で約5,700件ほどでしたので、事業するにあたっては、件数がまともだと安くできるのかなというふうに感じておりますので、今後も許可業者に過度に負担がかからない範囲で、価格を下げる努力をしていただけるようお願いをさせていただきたいと思います。

また、現状としてですね、水の使用料や家族人数での価格差はないということですが、仮の事例をあげますと、年数回、1回、2回でもですね、そのトイレ使用でもですね、浄化槽人数分、人槽分の価格がかかってくるということで、一応理解をさせていただきました。

これに関しても今後実数で、実態数というのかな、実際にしたその業務、量は少ないのかなと、汲み取りの量は少ないのかなと思いますので、その数量での価格設定を許可業者にさせていただきますように、合わせてお願いをさせていただきたいと思います。

それでは、2項目、明和町合理化計画の内容について、質問させていただきます。

平成6年3月29日に、各自治体が合理化計画を策定する際の参考になるよう、厚生省から都道府県に合特法に基づく合理化計画の策定要領についてという文書通知がなされ、それを基に策定されたかと思いますが、平成28年3月に、明和町合理化計画が策定されました。

その合理化計画書の中に下水道整備に伴い減少していく浄化槽人口の推移、許可業者の汚泥処理許可車両台数の減と、明記されていますが、契約予定の代替業務の金額は横ばいです。厚生省の策定要領には、「下水道の整備により一般廃棄物処理業者等が受ける影響について、関係者にあらかじめ周知を図り、し尿等の処理を業として行うものの自助努力を含めた対応を求めるとも必要」とあります。

要は下水道の普及により浄化槽の清掃業務が少なくなってくるから、許

可業者も事業縮小する努力をしてください。また、自治体もその対応を許可業者にお願いしてくださいという内容かと思います。

これまでこの自助努力をどのように求めてきたのか。どのような努力をされてこられたのか、この計画書ではその辺りのことがくみ取れず、事業が縮小しても、これまでと同じ規模、同じ金額を町民の皆さんの税金で補償する内容にとれますが、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 中井議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

当計画、先ほど議員が言われましたように、平成28年度に策定をさせていただきまして、32年度まで5カ年間の合理化計画ということで、ご理解いただきたいと思います。

下水道整備に伴い減少していく浄化槽人口の推移、許可業者の汚泥処理許可車両台数の減と明記されております。契約予定の代替業務の金額は横ばいということで、ご質問いただいたわけですが、先ほど申されておりますように、合理化計画につきましては、下水道のつなぎ込みにより減少した分、こちらを代替業務として渡させていただくものでございます。

現在、明星地区を中心に実施している宮川流域公共下水道事業に伴いまして、代替業務が増える計算になりますが、下水道の供用開始に伴いまして、つなぎ込みといたしまして、66件ほど下水道の方へつなぎ込んでいただいております中で、その分は増えなければならないということでございますが、それを新たな新規の代替業務を渡すことなく、代替業務が業務化として、横ばいで推移しているという中でご理解を賜りたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井議員。

○14番（中井 啓悟） 代替業務は増えていないということですが、下水道つなぎ込みで、浄化槽数が66件減ってきているということですが、

代替業務が増えず、また許可業者の決算において、先ほど答弁に出ました3年間ほぼ変動なかったということはですね、どこかでその業務を補っていただいているのかと思います。

町内では開発工事もあり、新規の浄化槽設置数との比較はどうか、お聞きをいたします。おそらく新規浄化槽数のほうが、下水道つなぎ込みでの減少分よりも、多いか同程度という状況があり、それで代替業務が増えていないのではということかと思しますので、その比較数がわかればお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 中井議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） ちょっと人数的なことを申されておるわけですが、先ほど議員が申されましたように、明和町におきましては、他市町は人口が減っていくわけですが、明和町におきましては、人口はまだ増加しているような状況でございます。

また、下水道人口の進捗ということに対しましても、事業が遅れているということの中で、下水道のつなぎ込みが、それほど増えていないという状況でございます。

また、合併浄化槽の新規加入、こちらのほうが上回っているということが、實際上回っているというふうに認識させていただいております。ただ、先ほど申させていただきましたように、合理化事業につきましては、下水道のつなぎ込みにより減少した分を、代替業務としてお渡しさせていただくという契約になっておりますので、その浄化槽が増えた分については、加味をしていないというのが現状でございます。

先ほど申させていただきましたが、この合理化計画は、令和2年ということで、来年度にはこれが終了するということになってまいります。次期計画におきましては、この合理化計画をどうするのかということの中でですね、十分に検討を実施させていただきまして、実施をしていきたいというふうなことで考えておるような次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井議員。

○14番（中井 啓悟） 本来合理化計画で先ほど言われたように、下水道のつなぎ込みで減少した分は、代替業務で補償するべきだが増えていないと、代替業務が増えていないというのは、聞こえはいいんですけども、実際業務は増えている中においてですね、この先、税金で代替業務の補償をしないというのは、当然のことなのかなと思います。実際業務が増えておるわけでありますから。明和町の合理化計画の見本としている、25年前に通知されておるんですけども、厚生省の要領ではですね、最初にも言いましたけども、「下水道の整備により一般廃棄物処理業者等が受ける影響について、関係者にあらかじめ周知を図り、し尿等の処理業を業として行うものの自助努力を含めた対応を求めることも必要である」ということで、これが一番最初に出ておるんですよ。それぐらい重要なことかと思います。この部分がやっぱり抜けているように思いますので、将来予測とかいろいろ難しいところもありますが、その辺りを含めた次期計画の策定をお願いしたいと思います。

では次の質問をさせていただきます。

先ほども言いましたが、明和町合理化計画書は厚生省通知の策定要領をほぼ網羅している形で策定されています。その中で「業務縮小に伴う転廃交付金等の交付及び許可業者、従業員の職業訓練の実施、就職の斡旋」という文言の明記がないのはなぜなのか。許可業者の業務縮小はない前提の計画書では感じますが、どのような意図で削除されたのか、お聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 中井議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 「業務縮小に伴う転廃交付及び許可業者、従業員の職業訓練の実施、就職の斡旋」という文言の明記がないのは何故かということのご質問かと考えさせていただいております。

明和町の合理化事業計画書には、合理化事業の内容において、職業訓練

の実施等の項目で、事業の転換が円滑に行えるよう、必要に応じて技術の取得に情報提供等の対策を講じるというふうに記載させていただいております。

この文章におきまして、町といたしましては、網羅をさせていただいておるといふふうに考えさせていただく次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井議員。

○14番（中井 啓悟） 網羅されているとの答弁をいただいたんですが、厚生省を通じます策定要領、先ほどから言っておる策定要領のこの部分の内容ではですね、要は下水道つなぎ込みにより業務が減っていくに伴い、不要になった車両また従業員の次の就職先を斡旋、それにかかる職業訓練をしましょうという内容かと思えます。

しかし、現在の明和町合理化計画の文言では、その辺りが読み取れず、新しい代替業務の転換や訓練、また技術所得はするが、業務縮小はないですよというようにもとりようにとればとれます。網羅しているのであればですね、何故その文言を引用しなかったのか、改めて不思議に思うのですが、次の合理化計画策定時には、許可業者に過度な負担がかからないよう進める中で、しっかりと業務縮小に伴う転廃交付金等の交付及び許可業者、従業員の職業訓練の実施、就職の斡旋という文言を記載していただけますか。

○議長（北岡 泰） 中井議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 先程来申し上げさせていただいておりますように、本計画におきましては、来年度で終了させていただくということでございます。次期計画についての策定ということでございますが、現在実施中の下水道の計画の見直し、また一般廃棄物処理計画の見直し等によりまして、この計画がですね、抜本的な見直しが必要になるというふうに考えさせていただいております。

議員の言われますように、厚労省の作成要綱に基づきまして、全体的に

網羅できるよう計画書を作成させていただきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井啓悟議員。

○14番（中井 啓悟） では、抜本的な見直しをよろしくお願いいたします。

では、最後の質問をさせていただきます。

他市町では複数の許可業者があり、区域割をしていない地域では競争原理が働き、価格が安くなっている事実があります。下水道事業の将来整備の方向性、また最近では住宅開発も活発になってきており、個人住宅浄化槽数がこの計画書のように減少するとは考えにくい現状になってきているかと思えます。

この他市町と明和町の現状及び合特法の性質を踏まえ、改めて町民の皆さまの負担を軽減しなければという思いからお聞きいたしますが、仮に許可業者を増やし、競争原理を働かせた場合に、代替業務の規模や費用の推移、また個人住宅浄化槽数や、それに伴うし尿汚泥処理費用は、どのようになるのかなどのシミュレーションは検証していただいているのか、お聞きいたします。

またそれに伴い、許可業者に対しても、町が主導して業務を縮小していく必要があるのではと感じますが、今後の町としての取り組みやお考えを、できれば町長にお聞きしたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 議員が申されますように、役場周辺、それから明星地区を中心に、団地開発が行われて、6月議会の時にですね、高橋議員からの質問でもお答えしましたけども、平成28年、29年、30年で、新たに72件の浄化槽設置家屋が増えている状況にあります。

現在、町としまして、下水道区域の変更、また一般廃棄物処理計画の見直しを実施しているところであります。現在の合理化計画につきましては、

先ほどから課長も申し上げておりますが、令和2年までということであり、次期の計画を来年度には策定する必要があります。下水道区域の変更等です。ね、検討していく中で、新規参入の許可等についても、検討していきたいと考えているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中井議員。

○14番（中井 啓悟） では、検討のほう改めてよろしくお願ひいたします。

これまで価格を下げる再三お願ひをしてまいりましたが、対応面も含め、ほぼ変わっておりません。

また、何度も町長、副町長を交えた協議、許可業者としていただいているとのことですが、価格を下げていただくまでには至っておりません。本日は少し前向きな答弁もいただきましたが、現実として許可業者の経営状況などを勘案しての判断であると思うので、この先、合特法の特性を踏まえて、下水道のつなぎ込みで業務が減少していくことも鑑みますと、価格面、対応面において、これまでのようにお願ひをしても、非常に厳しいものがあるのかと感じます。

来年には各種証明証が200円から300円に値上げされ、町民の皆さまに負担をおかけすることになります。町財政も大変厳しい状況にある中においての苦渋の判断だったとはいえ、可能な限り町民の皆さまに負担を強いることなく、サービスの向上に努めるため徹底した努力をしていくことが、行政または私たち議会の責務だと思っております。

今後はさまざまな手立てをもって、この難局に対応していかなければなりません。本日またこれまで強い思いのもと、何度も質問させていただき、お願ひしてきているのは、業務の実態から必ず町民の皆さまの負担を減らせるものだと確信しているからです。

今後もこの件については、松阪清掃センターのtあたりの処分費、従業

員用人件費、収集車両維持管理費、ガソリン代を含めた維持管理費など、業務にかかるすべての金額、また先ほどの答弁でも町直営で実施した場合の試算で、概ね t / 1万5,000円の単価を算出したということで、そういったところも含めて、しっかり調査した数字を出していただいた上で、質問をさせていただくことも考えておりますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で、中井啓悟議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。ご苦労さまでした。

（午後 3時 30分）
